国連総会第三委員会記録

房野 桂 作成

2014年10月7日(火)午前 第1回会議

開会

開会あいさつ Her Excellency Sofia Mesquita Borges(東ティモール)議長:

2014年6月18日(水)の第68回総会の前回会議で、Mr. Pierre Faye(セネガル)、Mr. Kurt Davis (ジャマイカ)、Ms. Johanna Nilsson (スウェーデン)が満場一致で副議長に選出され、Mr. Ervin Nina (アルバニア)が第69回総会第三委員会の報告者に選出された。

ファシリテーターの任命

第4回世界女性会議のフォローアップに関する決議案の議長テキストを促進するために、Ms. Johanna Nilsson(スウェーデン)をファシリテーターに任命。

議事項目 26(a)社会開発世界首脳会合、第 24 回特別総会の成果の実施、(b)世界の社会状況、青少年、高齢者、障碍者及び家族に関連する問題を含めた社会開発、(c)国際高齢者年のフォローアップ: 第 2 回高齢者問題世界会議、(d)生活のための識字: 今後のアジェンダの形成

議題紹介ステートメント

- 1. Jean Pierre Gonnot 経済社会問題局社会政策開発部、社会統合課課長(Daniel Bas 社会政策開発部部長の代理)
- 2. Venkata Subbarao Ilapavuluri 国連教育科学文化機関(ユネスコ)政策生涯学習システム部、上級コーディネーター
- 3. Thomas Gass 政策調整機関間問題事務総長補佐

一般計論

ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)、マラウィ(アフリカ諸国グループを代表)、コスタリカ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、バハマ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合(ASEAN)を代表)、ボツワナ(南部アフリカ開発共同体を代表)、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア;安定協会プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ;並びにモルドヴァ共和国、アルメニア及びグルジアも代表)、イタリア、米国、ロシア連邦、キューバ、オーストラリア

<u>10 月 7 日(火)午後 第 2 回会議</u>

議事項目 26(a)(b)(c)(d)(継続)

一般討論(継続)

インド、**日本**、スイス、イスラエル、メキシコ、タイ、ブラジル、シンガポール、フィリピン、シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、スウェーデン、セネガル、スロヴェニア、オランダ、ニカラグァ、マレーシア、コロンビア、ポーランド、カザフスタン、エチオピア、南アフリカ、リビア、カタール

日本のステートメント(矢口有乃政府代表代理(外務省からの辞令は「顧問」であるが、国連代表部では「代表代理」として扱われている)): 本委員会の議長にご就任なされたことに対して、議長に心よりお祝い申し上げます。議長のご努力とリーダーシップに我が国代表団の最大の支援をお約束いたします。

私は、日本の女性 NGO9 団体の推薦に基づいて日本代表団の一員として本委員会に参加しております。 日本が、加盟国として国連に加わった 1957 年以来、日本の女性 NGO からの代表が代表団の一員として 参加してまいりました。この参加は、日本政府と市民社会がいかに密接に協力してきたかの例として存 在しております。

私は、特に平和で平等で人々を中心とした社会を築くために必要である女性のエンパワーメントと民主的ガヴァナンスの重要性を認めて、委員会の討議に参加するつもりです。

世界中の多くの人々が、貧困、不平等、差別、社会的排除、失業という課題に直面しております。社会開発の3つのテーマ、つまり、貧困根絶、社会統合及び万人のための完全かつ生産的雇用とディーセント・ワークの達成に向けて進むとき、政府は、人々のエンパワーメントを可能にする環境を醸成する際に極めて重要な役割を果たします。この目的のための政策を実施することも政府の役割です。

ポスト 2015 年の開発アジェンダのための政府間折衝が第 69 回総会で始まります。日本政府は、今までと同じように強力にかかわり続けるつもりております。日本の安倍晋三首相は、国連総会に向けた演説で、「もし私たちがこのアジェンダに述べられているように、包摂性、持続可能性、弾力性の達成を真に追求するつもりならば、重要なのは、人種、ジェンダー、年齢にかかわりなく脆弱な人々の保護とエンパワーメントである」ことを強く要請しました。このプロセスを通して、私たちは社会開発の取組として社会的側面を考慮に入れる必要があります。

障碍者の権利とエンパワーメントの推進は、私たちが大いに重視してきた問題であります。日本政府は今年の1月20日に、「障碍者の権利に関する条約」を批准しました。私たちは今年6月に、締約国として、初めて締約国会議に出席し、日本の市民社会の2人の代表者が日本の代表団のメンバーとして加わりました。日本社会の声に基づいて、日本政府は、様々な障碍を持つ人々が包摂的社会を推進するために共に討議に加わらなければならず、国際社会は、災害危険削減において障碍者のニーズに応えるべきであることを要請しました。さらに私たちは、昨年開催された障碍と開発に関する高官会議で採択された成果文書を実施するつもりです。

日本政府は、「事務総長の5年間の行動アジェンダ」の下での優先事項である青少年のエンパワーメントを支援しております。この点で、青少年の参画を高めることに重点を置いている事務総長の青少年特使の積極的かかわりを評価しております。日本は、社会参画の一形態として、青少年のヴォランティア活動を強力に推進してまいりました。私たちは、より効果的で効率的な団体となることに向けて進むために、UNVが2014年から2017年までの初めての戦略的枠組を創設し、国連青少年ヴォランティア・プログラムが、プログラムの優先事項として、その中に設置されたことを歓迎いたします。UNVは、日本の関西学院大学(KGU)と協力して、大学ヴォランティア計画を開発してきました。この計画に基づいたパイロット・プログラムが、「KGUモデル」に沿ってアジア、欧州、湾岸諸国に拡大しております。KGUを代表するヴォランティアは、ドイツのボンで先週開催された第1回UNVパートナーシップ・フォーラムで、このヴォランティア計画を通して自分の経験を発表いたしました。ヴォランティア活動を通して、青少年の社会参画がそのエンパワーメントに繋がり、「青少年の力」が、ポスト2015年の開発アジェンダを実施するために用いられることも期待しております。

高齢社会は、一国だけの問題ではなく、国際社会の問題でもあります。日本は、最も急速な高齢国として、高齢問題と闘う際に、日本と同様の高齢者に関する状況を分かち合っている他の加盟国、特にアジア諸国と協力するつもりです。

アフリカは、未だに紛争と貧困に直面しております。現在リベリア、シエラレオネ、ギニア及びさらに多くの国々に広がっているエボラ・ウイルスの脅威をなくさなければ、アフリカの持続可能な開発を実現できません。日本政府は、すでに総額5百万米ドルの財政援助を出しました。それに加えて、安倍首相は、ここ国連で、今後さらに総額4千万米ドルの支援のようなさらなる誓約を発表いたしました。

日本は、アフリカ連合委員会、国連、世界銀行及び UNDP と共に、TICAD V を共同開催し、約320億米ドルによって、公共・民間セクターを通してアフリカの成長を支援することを誓約いたしました。TICAD プロセスは、NEPAD の優先領域の実現において重要な役割をはたして来ました。私たちは、アフリカ諸国の主体性の下で、TICAD プロセスを通してアフリカ全体の変革的で、弾力性のある、包摂的成長を推進することに貢献を継続いたします。

日本政府は、女性、障碍者、青少年、高齢者及び LGBT の人々を含めたすべての個人のエンパワーメントの達成に関わり、それによって万人のためのより良い社会を築くことに関わります。

10月8日(水)午前 第3回会議

議事項目 26(a)(b)(c)(d)(継続)

一般討論(継続)

オーストリア、エジプト、イラク、ドミニカ共和国、フィンランド、ベラルーシ、モンゴル、クウェート、パキスタン、スリナム、ジンバブエ、ブルガリア、ペルー、スリランカ、トルコ、レソト、モルドヴァ共和国、ベルギー、ノルウェー、ルーマニア、中国、ネパール、パラグァイ、ヴェトナム、エクアドル、バングラデシュ

10月8日(水)午後 第4回会議

議事項目 26(a)(b)(c)(d)(継続)

一般討論(継続)

マルタ、サウディアラビア、ドイツ、ボリヴィア多民族国家、ホンデュラス、パナマ、アルジェリア、ケニア、アルバニア、ナイジェリア、ブルキナファソ、ボツワナ、ウクライナ、韓国、チリ、グルジア、モルディヴ、エリトリア、タンザニア連合共和国、スーダン、エルサルヴァドル、イェーメン、キルギスタン、アルゼンチン、国際労働機関

10月9日(木)午前 第5回会議

議事項目 105: 犯罪防止、刑事司法

議事項目 106: 国際麻薬抑制

議題紹介ステートメント

- 1. Yuri V. Pedotov 国連麻薬犯罪事務所所長
- 2. His ExcellencyKhaled Abdel-Rahman Shamaa(エジプト)第 57 回麻薬委員会議長

一般討論

ジャマイカ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、コンゴ民主共和国(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合(ASEAN)を代表)、ベラルーシ(独立国共同体(CIS)を代表)、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア;安定協会プロセス国及び候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにモルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアも代表)、イタリア、米国、ロシア連邦、キューバ、インド、日本、オーストリア、タイ、シリア・アラブ共和国、中国、ニカラグァ

日本のステートメント(久島直人公使): 初めに、違法な麻薬取引、サイバー犯罪、人身取引、マネー・ローンダリング及び汚職を含めた国際組織犯罪は、すべて、国際社会全体が共に取り組まなければならない課題であることを強調したいと思います。

犯罪防止と刑事司法は、法の支配の基礎を形成しております。誰もが安心感を持って暮らすことのできる社会の実現は、安全保障のアジェンダであるだけでなく、経済的・社会的開発の最も重要なアジェンダの1つでもあります。この関係で、日本は、国際組織犯罪と対決し、世界中で刑事司法を推進するために、麻薬委員会(CND)の委員国としても、犯罪防止・刑事司法委員会(CCPCJ)の委員国としても、積極的に活動を続けております。

さらに、日本は、違法な麻薬、犯罪防止及び刑事司法の領域での国連麻薬犯罪事務所(UNODC)の役割を大変に重視しております。昨年、日本政府とUNODCは、「戦略的政策対話」を開始しました。日本は、この対話を含め、UNODCとの密接な協力関係を継続して高めるつもりです。

人身取引との闘いは、日本政府にとって最も重要な政策アジェンダの一つです。この目的で、日本政府は、「4つの P」、つまり、防止(Prevention)、訴追(Prosecution)、保護(Protection)及びパートナーシップに関して取組を続けております。私たちは、特に東南アジアで様々な技術援助プロジェクトを直接的及び間接的に継続して支援しております。さらに、私たちは、今、2009年に最後に改訂された「人身

取引と闘うための行動計画」を再び改訂するプロセスを行っております。さらに、日本は、「技術的インターン訓練プログラム(TITP)」をかなり改善することを計画しております。これら措置の実施を通して、日本は、その政策を強化し、新しい課題に取り組むつもりです。

違法な麻薬の問題となると、日本は、メタムフェタミンと新しい向精神物質(NPS)を含めた合成薬に対する措置に特に重点を置いております。この点で、私たちは、最近、西アフリカにおけるメタムフェタミンの違法な製造の拡大のような合成麻薬の製造と取引の新しい傾向と世界に対す新たな脅威としてのNPSの承認を目撃し始めております。

これら新しい傾向に対応するために、関連加盟国の間のさらなる国際協力と情報交換が極めて重要です。従ってに日本は、統合されたバランスのとれた取組の枠組内で、合成麻薬の製造、取引、乱用と闘うための世界的努力に、私たちの知識と経験を継続して捧げています。日本は、2015年に開催される予定の選挙で、CNDへの立候補を届け出ることに決めています。CNDの加盟国として、日本は、共通の責任の原則に基づいて、2016年に開催される予定の世界麻薬問題に関する国連総会特別会期の準備過程に積極的に、建設的にかかわりたいと思っております。

継続中のサイバー犯罪の脅威に対する措置に関しては、日本は、それぞれの加盟国の国内能力を築くこと並びに既存の国際枠組に基づいて国際協力を進めることに大きな価値を置いております。日本は、地域協力も推進し、この状況で今年5月に、シンガポールで、第一回「アセアン・日本サイバー犯罪対話」を開催しました。

日本は、カタールで来年開催されることになっている「犯罪防止・刑事司法国連会議」のテーマ、「社会的・経済的課題に対処するために、より幅広い国連アジェンダに犯罪防止と刑事司法を統合する」を歓迎いたします。私たちは、「会議」中に、特に国際組織犯罪に対する効果的措置と持続可能な開発における法の支配の役割に関する討議で進歩が遂げられることを希望しています。私たちは、ポスト 2015 年の開発アジェンダの策定を通して、法の支配とグッド・ガヴァナンスのような持続可能な開発の土台となる要素を留めることも支援します。

日本は、犯罪防止と刑事司法の側面から、適法の文化の広がりの重要性も強調いたします。誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、人々の心の中に尊重と信用と法の遵守を育成し、正しく効果的な法制度・司法制度を開発することが重要です。適法の文化が社会に広がれば、個人がエンパワーされ、下から法の支配が強化されます。私たちは、この考え方が、人間の安全保障の概念と一致するものであることを強調したいと思います。

最後に、日本は国際レヴェルでも、国内レヴェルでも、加盟国、UNODC及び他の利害関係者と密接に強力して、世界の麻薬問題と闘い、犯罪を防止し、刑事司法を高めるその努力を継続することにコミってしております。

10月9日(木)午後 第6回会議

議事項目 105, 106(継続)

一般討論

シンガポール、ブラジル、イラン・イスラム共和国、メキシコ、モロッコ、アルジェリア、コロンビア、マレーシア、タジキスタン、リビア、クウェート、パキスタン、セネガル、エチオピア、ペルー、ミャンマー、ベラルーシ、カタール、エクアドル、ホーリーシー、ボリヴィア多民族国家、ケニア、ナイジェリア、エジプト、アルバニア

答弁権行使

<u>ウクライナ</u>: ベラルーシ代表団は、独立国共同体の会長としての資格でステートメントを行った。ウクライナ代表団は、ベラルーシの行ったステートメントには関係せず、欧州連合の行ったステートメントに同意する。

10月10日(金)午前 第7回会議

議事項目 105, 106(継続)

一般討論(継続)

エルサルヴァドル、ウガンダ、グァテマラ、グルジア、アフガニスタン、キルギスタン、フィリピン、インドネシア、モルディヴ、エリトリア、ウクライナ、サウディアラビア、ラオ人民民主主義共和国、スーダン

10月13日(月)午前 第8回会議

総会議長挨拶

His Excellency Sam Kahamba Kutesa(ウガンダ)第69回総会議長:国際社会がポスト2015年の開発アジェンダを策定し、採択する準備をしている時、誓いは誰も取り残さないということであり、万人のための開発に対する効果的で、調整された、包摂的取組を要請する。「ミレニアム開発目標」に関しては、進歩は遂げられているが、まだ達成されない目標を達成するために努力の促進を要請する。

ポスト 2015 年の開発アジェンダは、変革的なものであり、万人のための民主的ガヴァナンス、法の支配、ジェンダー平等及び人権を推進する必要がある。来年は、「国際アフリカ系の人々の 10 年」、「子どもの権利に関する条約」採択 25 周年、並びにジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に関する高官テーマ別討議開始の年となる。これら問題に関して国際社会が遂げた進歩に留意するが、「ジェンダー暴力、不平等及び差別が、持続可能な開発に貢献し、これから利益を受ける女性の完全な可能性を妨げ続けている。」

議事項目 27: 女性の地位の向上 (a)女性の地位の向上 (b)第 4 回世界女性会議及び第 23 回特別総会成果の実施

議題紹介ステートメント

1. Phumilw Mlambo-Ngcuka ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)事務次長・事務局長:「ミレニアム開発目標」に関して遂げられたすべての進歩に関して、「女性のエンパワーメントという目標を達成した国は一つもない。」この目標及びその他の関連する問題が、ポスト2015年の開発アジェンダの特別な目標となり、その他のすべての目標に関する横断的問題として認められることを要請する。

女性のエンパワーメントは、実際、その他の目標を推進する中心である。女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会の決議の採択の15周年に、統合努力を見直す継続中の世界調査に貢献するよう加盟国に要請する。女性は「開発の最高のエンジン」であり、エンパワーされた女性は気候変動への効果的対応にとって極めて重要である。

さらに幅広く、「北京宣言と行動綱領」採択 20 周年は、遂げられた進歩と残る課題を見直すチャンスであり、その業績を報告した 154 の加盟国を賞賛し、情報共有の原則に基づいて報告書を提出するようその他の国々に要請する。第三委員会の作業に基づいて、総会は、ジェンダー平等が共通の責任であることを示した。暗い現実を考えれば、やるべき作業はまだたくさん残っている。人身取引、女性性器切除、性と生殖に関する権利の否定及び強制・早期結婚は、最も非人間的な差別である。さらに、殺害された女性の 50%が、そのパートナーまたは家族によって殺されたことをデータが示している。

データ収集と立法の進歩にもかかわらず、ジェンダーに基づく犯罪の加害者の刑事責任免除が、未決の課題の一つである。国連自体の進歩も課題であり、女性は最高の地位のわずか 41.8%しか占めていないので、国連は「ジェンダー同数には近づいていない。」「変革が私たちの目標である。扉を開いて、女性と女児のために天井を打ち砕くことから始めるより良い方法は思いつかない」と述べて、事務総長が現会期の総会での開会で述べて、変革に重点を置いた言葉を引用する。国連から始めるよりほかによい方法はない。

2. Kate Gilmore 国連人口基金(UNFPA)副事務局長: 妊産婦死亡と産科フィステュラ(瘻孔)のような障碍に注意を集中する際に進歩が遂げられた。「国際社会は、産科フィステュラを含め、予防できる妊産婦・新生児死亡と罹病をなくすために緊急に行動しなければならない。」産科フィステュラは、ほとんど完全

に予防し、治療できるのだが、200万人以上の女性と女児が、この状態で暮らしている。国内保健計画と政策には進歩が遂げられてきた。

貧困、ジェンダー不平等、女性と女児の人権を支持できないことが、生涯を通したケアの連続にわたって、保健サーヴィスへのアクセスを制限し、致命的なギャップにつながる。国際社会はポスト 2015 年の開発枠組に向けて進んでいるが、妊産婦・新生児保健を改善し、維持し、保健制度を強化し、保健上の不平等をなくし、資金提供レヴェルを上げることへのコミットメントを維持するよう関連利害関係者に要請する。

意見交換対話

スイス、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、カメルーン、ジブティ、ボリヴィア多民族国家

3. Nicole Ameline 女子差別撤廃委員会議長: 188 の締約国を持ち、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」は、「女性の権利の包括的保護を規定する普遍的ともいえる批准国を持つ唯一の人権条約である。」同時に、「条約」は、女性のエンパワーメントと平等な参画のための文書であり、持続可能な開発のための国際的な柱である。女性が開発の主たる牽引力であることを認め、政治的・公的生活への継続する数の少なさと意思決定プロセスからの排除に留意して、女性の男性との実体的平等を現実のものにするために、ポスト 2015 年の開発アジェンダによって提供される機会を歓迎する。

紛争状況下にある女性の問題に関しては、「女性の権利が平和の基本的構成要素」であり、平和で公正な世界的方法で、女性の権利の場所を再確認するよう国際社会に要請する。武力紛争においては女性がまず第一の被害者であり、標的であるので、女性が紛争防止、解決、平和構築にかかわることの重要性を強調する。一致した、統合された取組が、安全保障理事会の女性・平和・安全保障に関するアジェンダを「条約」実施のより巾広い枠組みの中に据えなければならない。

女性には気候変動に関しても果たすべき重要な役割がある。法律の分野に関しては、差別法を廃止し、 女性と男性との間の実体的平等を促進する一時的特別措置を採用し、国内法と政策と予算が「条約」に 書かれている権利と原則を反映することを保障する際に、議会の重要性を強調する。政府代表団の中に 議員の数が増えていることを歓迎する。

意見交換対話

スイス、欧州連合、日本、アルジェリア、パレスチナ

一般討論

ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)、マラウィ(アフリカ諸国グループを代表)、コスタリカ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、グァイアナ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、モザンビーク(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、カンボディア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、安定協会プロセス候補国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにモルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアも代表)

10月13日(月)午後 第9回会議

議題 27(a)(b)(継続)

一般討論

イタリア、米国、ロシア連邦、キューバ、オーストラリア、インド、**日本**、スイス、イスラエル、メキシコ、ミャンマー、モロッコ、ブラジル、オランダ、フィリピン、シリア・アラブ共和国、リヒテンシュタイン、セネガル、ラオ人民民主主義共和国、アラブ首長国連邦、アイスランド、ニカラグァ、マレーシア、コロンビア、スリナム、クウェート、アルジェリア

日本のステートメント(矢口有乃政府代表代理): 先月の総会に宛てた演説の中で、日本の安倍晋三首相が述べましたように、女性のエンパワーメントが、国内にも海外においても、日本の政策を導く指導原則となりました。私たちは、女性が輝く社会を目指しております。日本は、国内的のみならず、世界的にも、個々の女性がその完全な可能性を果たせるようエンパワーされる社会を創出するために努力を惜しまないつもりです。

しかし、この点で、世界は数多くの課題に直面しております。女性に対する人権侵害は、依然として 広がっており、特に紛争地域では、女性の尊厳が大変に損なわれております。医療ケアや教育のような 基本的サーヴィスと生活の便益もとても十分とは言えません。

私たちが原則を守り、あくことなくこれら障害を除去するために働くことが極めて重要です。国際パートナーシップと人間の安全保障の原則に導かれて、女性のエンパワーメントに向けた我が国の努力は、3本の柱より成っております。つまり、1)女性の社会への積極的参画の促進、2)「世界保健外交戦略」の一部として、女性の保健ケアの領域での日本の努力の強化、3)平和と安全保障の分野への女性の参画の支援とその権利の保護の3本柱であります。私たちはこの3本の柱を積極的に推進し続けるつもりです。

昨年安倍首相は、総会に向けた演説の中で、日本は、女性の地位の向上を主たる目的として、3年にわたって30億ドル以上の援助を実施することを誓約しました。昨年中に、18億ドル近く、つまり誓約した額の60%以上が、世界の50か国以上と地域での関連プロジェクトにおいてすでに実施されています。例えば、社会への女性の積極的参画を促進する領域では、日本は、パキスタンのSindh州の農山漁村地域に、中学校レヴェルの教育施設を設立するプログラムに、740万ドルを寄付しています。Sindh州の農山漁村地域では、10歳から12歳までの女児のわずか7%しか学校に通っていません。このプログラムが、2019年までに学校に通う女児の数を昨年の1982名から約2,600名まで、これからの5年間にわた

私たちの「世界保健外交戦略」と女性のエンパワーメントの一部として、日本は、モザンビークで医療職員を訓練する学校を設立するプロジェクトと医学教育教材を改訂し更新するプロジェクトを実施しております。モザンビークで新しい医療職員を訓練することは、人口に対して医療従事者の割合が大変に低いので、モザンビークで医療保健サーヴィスの水準を改善する際に極めて重要です。現在モザンビークの首都マプトで、医療職員を訓練する新しい学校が一校建設され、すでに大勢の新入生が適切な技術を持った医療職員として訓練を受けています。このように、特に女性看護師と職員の訓練は、直接的にも間接的にも女性のエンパワーメントに貢献しています。

って14倍に増やすことを期待しております。

「平和と安全保障」の領域で日本が女性の参画を支援している一つの例は、300 万米ドルの資金提供を通した「仕事で現金」プロジェクトを通して、シリアの紛争で悪影響を受けた女性及びその他の難民と国内避難民の間で雇用を推進するために、女性が経営する小規模事業を拡大しようとする私たちの努力です。このプロジェクトのおかげで、紛争に対して最も脆弱で傷つきやすい者の中にある女性が、自立のための基盤を獲得でき、その他の大勢の人々が彼女たちが提供するサーヴィスから利益を受けています。

こういった措置のどれも国連機関の協力なくしては進めることができません。昨年、安倍首相は、国連内の女性の問題に対して責任を有する国連ウィメンの活動を日本がいかに尊重しているか、日本は主導的な寄付国の一つとなる積りであり、このようにしてこの領域でのモデル国となる積りであることを総会に向けて説明しました。日本は今年もこのコミットメントを強調いたしました。日本は、今年は国連ウィメンへの寄付を5倍に増やしました。さらに国連ウィメン日本事務所が間もなく東京に開設されます。今年のCSWで、「自然災害とジェンダー」に関する決議が、日本のイニシャティヴで採択されました。日本がこまれでやってまいりましたように、日本は国連ウィメンと共に女性の地位の向上を継続して強化いたすつもりです。

さらに日本は、紛争中の性的暴力に関する事務総長特別代表の Ms. Zainab Bangura の事務所との協力を強化し、コンゴ民主共和国とソマリアのような国々で行われているプロジェクトに積極的にかかわってきました。安倍首相が先月その演説の中で述べましたように、教育と保健のような基本的人権は、世界中のどこででも保障されなくてはなりません。日本は、紛争中の性的暴力をなくす際に最前線に立ち、国際社会を導いてまいるつもりです。

1995年の「北京宣言と行動綱領」は、女性のエンパワーメントとその権利の推進のための基本原則として継続して役立っており、私たちは、「行動綱領」の首尾一貫した実施が、女性のエンパワーメントの達成において極めて重要であると信じております。

この点で、日本は、「北京宣言と行動綱領」を考慮に入れて、来るべきポスト 2015 年の開発アジェン

ダ内に中心的問題としてジェンダー平等を据えるよう国際社会に要請します。

私たちは、「北京宣言と行動綱領」へのコミットメントを再び活気づけるために、「北京+20世界キャンペーン」に対する完全な支持も表明いたします。9月に、日本は「世界女性集会: 2014 年東京・・・女性が輝く社会に向けて(WAW! 2014 年東京)と題するシンポジウムを主催いたしました。世界的問題の解決に重点を置いて、世界中、社会のすべてのセクターからのそれぞれの分野のトップにある女性指導者約100名が、この「シンポジウム」に参加し、女性の力を実らせることに対するそのコミットメントのメッセージを世界に向けて発信しました。私たちはこのイヴェントをほんの第一歩と考えており、シンポジウムが女性問題の国際ネットワークとして、定期的に開催されるようになることを望んでおります。

これらイニシャティヴを実現し。積極的に推進するために、日本は、今年 4 月に、外務省ジェンダー 主流化部を設立しました。この部の目的は、異なった部からの知識と情報を調整し、総合し、外交にお ける女性のエンパワーメントの問題を念頭に置きつつ、ジェンダーの視点を広く反映することでありま す。

最後に、日本は世界中のすべての女性が輝くことのできる平和で平等な社会を築くために、女性のエンパワーメントに向けて活動を継続するつもりです。

10月14日(火)午前 第10回会議

議事項目 27(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

カナダ、南アフリカ、ドミニカ共和国、エジプト、モンゴル、イラク、リビア、サウディアラビア、ナミビア、フィンランド、ネパール、パキスタン、ジンバブエ、ヴェトナム、ペルー、タイ、スリランカ、ベラルーシ、パレスチナ、オマーン、カタール、中国、カザフスタン、ホーリーシー、ニュージーランド、エクアドル

10月14日(火)午後 第11回会議

議事項目 27(a)(b)(継続)

一般討論

パラグァイ、ボリヴィア多民族国家、カンボディア、パナマ、ケニア、ナイジェリア、スーダン、イラン・イスラム共和国、ノルウェー、タンザニア連合共和国、レバノン、ハイティ、エルサルヴァドル、イェーメン、トルコ、ヨルダン、ブルキナファソ、インドネシア、コンゴ共和国、ルワンダ、カーボヴェルデ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チリ、アルゼンチ

答弁権行使

<u>イスラエル</u>:他の発言者たちは専門的で、女性の地位について発言したが、パレスチナ代表は、真の理由を無視して、イスラエルを攻撃することの方を好んだ。宗教的極端主義が、パレスチナ女性の低い地位の真の理由である。最近の紛争の 50 日間、イスラエルの女性と子どもたちは、バレスチナ側からのロケット攻撃を受けていた。パレスチナ当局が、イスラエルに対するハマスのテロ攻撃を支持ししているのは残念である。

<u>バレスチナ:</u>パレスチナは、イスラエルの言葉の中にある歪曲と嘘に応えるつもりはない。その代わりにガザ地区を訪問し、イスラエルによる破壊を見た後で出された今日の事務総長のプレス・リリースに委員会の注意を引きたい。「ガザ地区の途方もない破壊は、私個人にとっての痛みの源であり、国際社会にとっての恥である」と事務総長は述べている。イスラエルは正常な国家ではなく、占領軍なのである。

10月15日(水)午前 第12回会議

議事項目 27(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ボツワナ、リトアニア、マルタ、グルジア、モルディヴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、韓国、シエラレオネ、バーレーン、ソロモン諸島、ウクライナ、アフガニスタン、サンマリノ、ブルンディ、モーリタニア、ザンビア、南スーダン、エチオピア、エリトリア、ウガンダ、アンゴラ、アルバニア、ニジェール、アゼルバイジャン、モンテネグロ

答弁権行使

日本: 慰安婦問題に関して、安倍首相は前任者と同じ考えを持っている。

韓国:この問題に誠実に対処するようにとの国際社会の繰り返される呼びかけを無視して、日本が継続してその法的責任を否定していることを韓国政府は深く懸念している。日本の指導者の最近の言葉や行動は、特に河野談話の再調査に照らして、その立場との矛盾を示している。

<u>ロシア連邦</u>: 国の南部におけるウクライナの武力の使用は、女性を含めた民間人の死亡を引き起こした。 ロシアは、ウクライナの作り事の非難を拒否する。

<u>日本</u> 賠償の法的問題は最終的に解決されており、首相には河野談話を見直す意図はない。

韓国: 日本がその行動の責任を認め、誠実さを証明する手段を取る時である。

10月15日(水)午後 第13回会議

議事項目 64: 子どもの権利の推進とへ保護(a)子どもの権利の推進と保護、(b)子ども特別総会の成果のフォローアップ

議題紹介ステーとメント

- 1. Anthony Lake 国連子ども基金(ユニセフ)事務局長
- 2. Leila Zerrougui 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表
- 3. Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

意見交換対話

| 欧州連合、シリア・アラブ共和国、モルディヴ、スイス、メキシコ、アルジェリア、イラク、スーダン、英国、ノルウェー、テュニジア、ポルトガル、リトアニア、イラン・イスラム共和国、コスタリカ、ドイツ、米国、カメルーン、イスラエル、パレスチナ

議題紹介ステートメント(継続)

- 4. Maud de Boer-Buquicchio 子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する特別報告者
- 5. Kirssten Sandberg 子どもの権利委員会議長

意見交換対話(継続)

ブラジル、メキシコ、欧州連合、米国、ポルトガル、コスタリカ

10月16日(木)午前 第14回会議

議事項目 64(a)(b)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

6. Maarit Kohonen Sheriff 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)ニューヨーク事務所副所長

一般討論

コスタリカ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、バルバドス(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、ミャンマー(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、マラウィ(アフリカ諸国グルー

プを代表)、ジンバブエ(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、安定・協会プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにウクライナ、モルドヴァ共和国、アルメニア、グルジアも代表)、イタリア、米国、ロシア連邦、キューバ、ノルウェー、インド、**日本**、スイス、ペルー、タイ、モロッコ、ブラジル、ドミニカ共和国、シンガポール、リヒテンシュタイン、ミャンマー、ラオ人民民主主義共和国

日本のステートメント(矢口有乃日本政府代表代理): 明るい未来と恐怖や暴力のない生活に向けて進む際に、世界の子どもを支援することが日本を含めた国際社会の使命です。日本を代表して、私は、様々な努力にかかわることにより、この使命を果たしている国連機関に心からの尊敬の気持ちを表明いたします。

しかし、現在、大勢の子どもたちは、未だに貧困、病気、紛争、性的搾取、人身取引及びその他の脅威に直面しております。世界は、まだすべての子どもが恐怖のない生活を送ることができる場所ではありません。このために、日本は、すべての個人の保護と能力開発のみならず、その異なったニーズに重点を置いた人間の安全保障の原則に従って、飽くことなく子どもの権利の保護と推進のために活動しております。

子どもの教育は、社会の経済的・社会的開発にとってのみならず、個々の子どもが尊重と尊厳をもって暮らす未来の能力を改善するためにも極めて重要であります。しかし、大勢の子どもたち、特に女児は、財政的・文化的または安全保障に関連する理由のために、学校に通うことを許されなかったり、できない状態にあったりします。日本は、こういった耐え難い条件を改善する目的で、数多くの国々で数多くのプロジェクトと支援を実施してまいりました。

ナイジェリアでは、イスラム過激派グループのボコ・ハラムが、4月14日に、チボクで、学校から276名の女児を誘拐しました。223名が未だに行方不明です。女性と女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃は、国際社会が一致した努力を払うことを必要とする問題です。この点で、6月13日に、日本政府は、ナイジェリアの被害者とその地域社会のための保健ケアと心理社会的支援に向けて855,000ドルを寄付いたしました。

子ども兵士は、その教育への権利を奪われているだけでなく、幼年時代を過ごす権利も全く奪われております。その社会への再統合は困難なものになります。これは社会全体にとっての大変な損失です。この点で、私たちは「兵士ではなく子ども」キャンペーンを歓迎いたします。私は、このキャンペーンを始めるにあたって、特別代表の Ms. Zwrrougui とユニセフ事務局長の Mr. Lake によるイニシャティヴを推奨いたします。私たちはこのイニシャティヴを支援し、2016 年までに紛争における政府武装軍による子どもの徴兵と使用を廃絶する努力に加わります。

日本は、二国間援助を通しても、国際団体を通しても、アフリカ、中東及びアジアで、子ども兵士の社会への再統合に支援を提供してきました。日本は、子ども兵士の社会への再統合のために、過去5年にわたって約7,600万ドルを提供してきました。武力紛争において最も脆弱である子どもを保護しエンパワーすることによるこの支援は、人間の安全保障の概念の適用です。

現在のエボラ出血熱の発生は、悪影響を受けている地域の子どもたちに破壊的結果を与えています。 子どもたちがこのウィルスによりかかりやすいというだけではありません: ユニセフは、この病気の発生 以来、ギニア、リベリア、シエラレオネで、少なくとも 3,700 名の子どもが孤児になっていると発表し ました。

日本は、エボラ出血熱と闘うためにできる限りのことをするつもりです。特にエボラ出血熱発生の対応として、私たちは WHO ミッションのメンバーとして、高度の知識と経験を持つ日本人の専門家を送っています。さらに安倍首相は、すでに提供した緊急援助に加えて、ユニセフや WFP のような国際団体を通して特にエボラ出血熱と闘うために 4,000 万ドルの額の追加支援を提供することを国連総会で誓約しました。

日本は、今年、「国際子ども誘拐の市民的側面に関する条約」を締結し、「本条約の実施に関する法令」が4月に制定されました。日本は誠実にこの条約を実施し、国際規則に従って、子ども誘拐のも課題に対処するつもりです。

日本では、子どもポルノの事件が増加しております。そのほとんどがインターネットに関連しております。政府の省庁と機関は、インターネットの子どもポルノをブロックし、子どもポルノの忌まわしい加害者を逮捕する等のシステムの効果を更新するといった措置を行っております。今年 6 月、子ども買春・子どもポルノ禁止改正法が成立し、今では自分の性的好奇心を満足させる目的での単純所持が罰す

ることのできる犯罪となり、日本は国際基準に沿った立場を取ることになりました。

日本は、「子どもの権利に関する条約」の採択 25 周年にお祝いを申し上げます。日本は、1994 年にこの条約を批准しましたので、今年はその 20 周年にも当たります。日本は、人間の安全保障の原則に従って、子どものエンパワーメントとその権利保護に向けて建設的にかかわり続けるつもりです。

10月16日(木)午後 第15回会議

決議案の紹介

1. 社会開発世界首脳会合と第 24 回特別総会の成果の実施(A/C.3/69/L.11) 主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

2. 2015 年以降に向けて障碍者のための「ミレニアム開発目標」及びその他の国際的に合意された開発目標の実現(A/C.3/69/L.10)

主提案国: タンザニア連合共和国 共同提案国: フィリピン、パナマ

3. 世界青少年スキルの日(A/C.3/69/L.13) 主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

4. 生きるための識字: 今後のアジェンダの形成(A/C.3/68/L.9)

主提案国: モンゴル

共同提案国:アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、グルジア、インドネシア、リヒテンシュタイ、トルコ、オーストリア、ブラジル、パナマ、東ティモール

5. 犯罪防止と犯人の扱いのための国連アフリカ機関(A/C.3/69/L.17) 主提案国: ウガンダ、マラウィ(アフリカ諸国グループを代表)

決議の採択

1. 第 12 回犯罪防止・刑事司法国連会議のフォローアップと第 13 回犯罪防止・刑事司法国連会議の準備 (A/C.3/69/L.2)---PBI あり

提案者:経済社会理事会 コンセンサスで決議を採択

2. 囚人の待遇のための最低基準規則(A/C.3/69/L.3)---PBI あり

提案者:経済社会理事会 コンセンサスで決議を採択

3. 刑事問題での国際協力(A/C.3/69/L.4)---PBI あり

提案者:経済社会理事会 コンセンサスで決議を採択

4, 犯罪防止・刑事司法の分野での子どもに対する暴力撤廃に関する国連モデル戦略と実際的措置(A/C.3/69/L.5)---PBI あり

提案者:経済社会理事会 ステートメント:シンガポール コンセンサスで決議を採択

(5). 2015 年以降の国連開発アジェンダにおける法の支配・犯罪防止・刑事司法(A/C.3/69/L.6)

提案者: 経済社会理事会

タイのステートメントに続き本決議の採択を後日に延期

5. 文化財取引及びその他の関連犯罪に関連する犯罪防止と刑事司法対応のための国際ガイドライン (A/C.3/69/L.7)---PBI あり

提案者:経済社会理事会 コンセンサスで決議を採択

6. 世界麻薬問題に関して 2016 年に開催される特別総会(A/C.3/69/L.8)---PBI あり

提案者:経済社会理事会 コンセンサスで決議を採択

議事項目 64(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

シリア・アラブ共和国、セネガル、スロヴェニア、アラブ首長国連邦、カナダ、メキシコ、ニカラグァ、イラク、コロンビア、エチオピア、南アフリカ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ホンデュラス、チリ、リビア、サウディアラビア、ブルネイ・ダルサーラム

10月17日(金)午前

議事項目 27(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

アルメニア、タジキスタン、バングラデシュ、キルギスタン、ジブティ、モナコ、トンガ、国際赤十字赤新月社連盟、国際赤十字委員会、マルタ騎士団、国際労働機関(ILO)、食糧農業機関

女性の地位向上に関する一般討論分析

ステートメント総数: 121 国のクループによるステートメント: 7

各国のステートメント: 109

国際団体によるステートメント 5

女性によるストーとメント: 56(47%)

男性によるステートメント: 65 (53%)

ステートメント内容

女性に対する暴力	79^{1}	国内法の整備	35
ジェンダー平等	61^{2}	差別	34^{3}
女性のエンパワーメント	56^{4}	保健	33^{5}
開発	52^{6}	意思決定	33
教育	49^{7}	女性・平和・安全保障	318
労働	39^{9}	貧困	27

議事項目 64(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ハイティ、クウェート、パキスタン、ジンバブエ、マレーシア、スリランカ、ポーランド、ベラルーシ、アイスランド、オマーン、カタール、カザフスタン、パラグァイ、エクアドル、アルジェリア、ホ

¹ 人身取引 22, 性的暴力 16, ドメスティック・ヴァイオレンス 12, 女性性器切除 10, 早期・強制結婚 10,, セクシュアル・ハラスメント 5 他

 $^{^2}$ ジェンダー平等達成における男性・男児の役割 6

³ ジェンダー不平等 13. ジェンダー・ステレオタイプ 8 他

^{4:}経済的エンパワーメント 10

⁵ 妊産婦・乳幼児死亡 16, 性と生殖に関する健康と権利 7, HIV とエイズ 7, フィステュラ 4, 思春期の妊娠3他

⁶ ポスト 2015 年開発アジェンダ 25,「ミレニアム開発目標」 15, 持続可能な開発 12

⁷ 教育における男女同数 4、教育へのアクセス 3、女児の通学率 3、マララ・ユーサフザイ 3、性教育等

⁸ 紛争、18, 安全保障理事会決議 1325 号 8, テロ 3, イスラム個 3

⁹ 雇用 14, 賃金 10, 貸付へのアクセス 9, 起業 8, 市場と経済へのアクセス 4 他

10月17日(金)昼 第17回会議

議事項目 64(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

パナマ、ナミビア、中国、イラン・イスラム共和国、パレスチナ、レバノン、レソト、イェーメン、ケニア、トルコ、ブルキナファソ、インドネシア、コンゴ共和国、タンザニア連合共和国、韓国、ウルグァイ、ルワンダ、フィリピン

10月17日(金)午後 第18回会議

議事項目 64(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

答弁権行使

<u>ロシア連邦</u>: ロシア代表団は、ウクライナ代表団のステートメントにショックを受けている。ロケット攻撃を含めたウクライナの攻撃のために、何千人もの生活が悪影響を受けたことを強調し、ウクライナは子どもを含めた人々の苦しみについてのその推測の無意味さを理解していない。

10月20日(月)午前 第19回会議

議事項目 65: 先住民族の権利 (a)先住民族の権利、(b)第 4 回成果女性会議及び第 23 回特別総会の成果の実施

議題紹介ステートメント

- 1. Thomas Gass 経済社会問題局政策調整・機関間問題事務総長補佐(Wu Hongbo 経済社会問題事務次長・第 2 回国際先住民族の 10 年コーディネーターの代理)
- 2. Maarit Kohonen Sheriff 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)ニューヨーク事務所副所長
- 3. Victoria Tauu-Corpuz 先住民族の権利に関する特別報告者

一般討論

欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア、安定・協会プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、並びにウクライナ、アルメニアも代表)、フィンランド(北欧諸国を代表)、ベリーズ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、オーストラリア、ロシア連邦、キューバ、米国、日本、メキシコ、ニカラグァ、フィリピン、パナマ、スリナム、コロンビア、中国、南アフリカ、グァイアナ、ペルー、イラン・イスラム共和国、マレーシア、パラグァイ

日本のステートメント(矢口有乃政府代表代理): 先住民族の権利に関して、日本政府を代表して第三委員会で話させていただくことを大変名誉に思っております。

日本は、今年9月に開催されました「先住民族に関する世界会議」として知られている第69回総会の高官本会議を歓迎いたします。アイヌ政策推進会議のメンバーでもあるアイヌの代表者たちが、日本政府代表団のメンバーとしてこの「会議」に参加いたしました。私たちは、「会議」の成果文書がコンセンサスで採択されたことも歓迎いたします。

2007年9月に、国連総会によって「国連先住民族の権利宣言」が採択されて以来、日本は、先住民族

問題に関して着実に努力を払って参りました。2008年に、日本政府は、アイヌを先住民族と認めました。 アイヌは、日本列島の北部、特に北海道で暮らしております。彼らにはユニークな言語があり、特有の 文化と宗教を有しています。

その後、日本政府は、アイヌの代表を含め、数名の高官専門家よりなる「今後のアイヌ政策のための 諮問会議」を設立しました。2009年7月に、諮問会議は、教育、アイヌ文化の再活性化及び産業開発の 推進を含めた様々な領域での様々な措置を勧告する報告書を提出いたしました。

それから、日本政府は、2009年12月に、内閣官房長官が主催する「アイヌ政策推進会議」を設立いたしました。公式の政策策定過程にアイヌの見解を反映させるために、数名のアイヌ代表が積極的に参加する初めてのフォーラムでした。「会議」は、現在、アイヌの人々が先ほど述べました「諮問会議」による勧告を実現するための包括的で効果的措置を討議しております。

日本政府は、諮問会議によって提案され、「会議」の作業部会によってフォローされた 2 つの主要なプロジェクトに取り組んでおります。

第一のプロジェクトは、「民族的調和のための象徴的スペース」の設立です。スペースは、アイヌ文化を再活性化するための国立センターとして、北海道白老町に完成されます。これは日本中からの人々がやって来て、アイヌの歴史と文化を探求できるフォーカル・ポイントとなります。この象徴的スペースは、アイヌ文化を保存し引き継ぐことにかなり貢献するでしょう。これは、未来の世代のためにアイヌの文化を発展させることも目的としています。象徴的スペースには、博物館、伝統的なアイヌ村のある公園及びアイヌの人々の遺骨を保存ンする施設が含まれます。内閣は、今年6月に、象徴的スペースの開発と管理のための基本政策を承認しました。日本政府は、2020年の東京オリンピックとパラリンピックと期を一にするその開館に向けてできる限りのことをいたします。

第二のプロジェクトは、北海道外で暮らしているアイヌの人々のための措置の推進とさらなる実施です。アイヌの人々の大多数は北海道で暮らしてしますが、日本中に散らばっている人たちもいます。2010年から2011年までに行われた全国調査は、日本のアイヌの人々とアイヌではない人々との間の教育と生活水準にギャップを発見しました。日本政府、アイヌの若者のための奨学金プログラムを含め、これら格差を是正することを意図した措置に対して資格のある人々を明らかにする制度を現在確立しています。日本政府は、アイヌの人々に試験的な相談サーヴィスも提供しています。

最後に、日本は、「国連先住民族権利宣言」に関連して、我が国とアイヌの人々を取り巻く状況に対応する「諮問会議」が提案した様々な政策措置を通して、すべての人々の多様性が尊重される社会を実現するために、アイヌの人々と密接に協力し、これからも協力を続けてまいります。さらに、日本は、国連及び国際社会のその他の行為者と協力して、世界中の先住民族が直面している問題に取り組む努力を払うことにコミットしております。

10月20日(月)午後 第20回会議

議事項目 65(a)(b)(継続)

一般討論(継続)

ニュージーランド、エクアドル、ホーリーシー、ボリヴィア多民族国家、アルゼンチン、エルサルヴァドル、コンゴ共和国、タンザニア連合共和国、ブラジル、チリ、カメルーン、ウクライナ、グァテマラ、コスタリカ、国連食糧農業機関、国際労働機関

答弁権行使

<u>ロシア連邦</u>: ウクライナ政府は、やっと先住民族の問題に関心を示した。クリミアに住んでいるタタール人社会に関しては、彼らの言語が認められたことを含め、ロシア連邦への併合以来その参画が改善している。

10月21日(火)午前 第21回会議

議事項目 68: 人権の推進と保護、(a)人権条約の実施、(d) 「ウィーン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップ

議題紹介ステートメント

- 1. Ivan Simonovic 事務総長補佐・ニューヨーク人権高等弁務官事務所所長
- 2. Claudio Crossman 拷問禁止委員会議長
- 3. Malcolm Evans 拷問防止小委員会議長
- 4. Juan Mendez 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者

一般討論

欧州連合(候補国トルコ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、アイスランド、セルビア、アルバニア、安定・協会プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ並びにウクライナ、モルドヴァ共和国及びグルジアも代表)

10月21日(火)午後 第22回会議

議事項目 68 (a) (d) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

5. Maria Virginia Bras Gomes 経済的・社会的・文化的権利委員会報告者(Zdzislaw Kedzia 経済的・社会的・文化的権利委員会議長の代理)

質問とコメント

スイス、ベラルーシ、アルゼンチン(ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、エクアドル、フィンランド、ポルトガル、スペイン、ウルグァイも代表)、コスタリカ、南アフリカ、チリ、キューバ、欧州連合

議題紹介ステートメント(継続)

6. Nigel Rodley 人権委員会議長

質問とコメント(継続)

ベラルーシ、スイス、ノルウェー、欧州連合

一般討論(継続)

イタリア、インド、ラオ人民民主主義共和国、**日本**、ニカラグァ、イラン・イスラム共和国、中国、カザフスタン、ニュージーランド、イェーメン、ブルキナファソ、ルワンダ、モンゴル、インドネシア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルメニア、国際労働機関

日本のステートメント(矢口有乃政府代表代理): 初めに、日本は、自由、民主主義、基本的人権及び法の支配のような普遍的価値が、国の基礎を支え、世界中の繁栄が築かれる柱であるとの考えであることを強調したいと思います。さらに、すべての人権と基本的自由の保護は、国際社会の当然の関心事であり、これらを守ることがそれぞれの国の基本的責任であります。

人権問題に関して進歩を遂げる目的で、日本政府は、二国間人権対話並びに国際フォーラムへの積極的参加を通して、具体的措置を取ってきました。最近、日本は、安倍政権の指導の下で、特に女性の権利に関連する措置に熱心にかかわってまいりました。

日本は、普遍的定期的レヴュー(UPR)及びすべての関連国際人権条約を忠実に実施しております。これは、日本が人権の重要性を高く評価している程度を示すものと信じております。UPRが、すべての加盟国の人権状況の改善を推進できる価値あるプロセスであると信じて、日本は人権理事会内のUPRの審査プロセスに積極的に参加してまいりました。

「市民的・政治的権利国際規約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」に関する

日本の報告書は、それぞれ、今年の7月と8月に審査されました。日本政府は、この2つの人権条約の国内での実施の状況に関して誠実に説明し、それぞれの委員会と建設的で有意義な対話が持てたものと信じております。日本は、UPRとすべてのそれぞれの人権条約の精神を実現する努力を払い続けるつもりです。この目的に向かって、日本は、国際社会との密接な協力を強化していくつもりです。

日本は、それぞれの締約国においてそれぞれの条約の実施における人権条約機関の役割も大変重視しております。この点で、私たちは、過去数年にわたって人権条約機関を強化するプロセスに積極的にかかわり、これが今年の総会決議 68/268 という結果となりました。日本は、他の利害関係者と協力して、人権条約機関制度の効果的機能をさらに強化し高めることに継続してコミットするつもりです。

日本は、今年1月20日に、「障碍者の権利に関する条約」を批准いたしました。日本政府は、2007年に「条約」に署名し、その後、政府は、国会での審議と障碍者に対する国内措置のさらなる実施を要請する障碍者団体の意見を考慮に入れて、「条約」によって要請されている責務の実施だけではなく、障碍者に関する集中した制度改革を始めることを決定いたしました。この決定に沿って、日本は、「障碍者基本法」の改正と「障碍者差別禁止法」の制定を含め、短期間で関連するいくつかの法律を導入いたしました。これら改革と法令に基づいて、日本は障碍者自身を含め、すべての関係者の切なる願いであった「条約」の批准を行うことができました。「条約」の批准に先立って国内の枠組を改善するこの取組は、日本内外と国連利害関係者の障害者の権利のための団体に評価されております。

今年日本は、今述べました「条約」の「締約国会議」に、締約国として初めて参加し、市民社会と日本で「条約」の実施を監視する枠組を代表する2名の日本人障碍者も「会議」への日本の代表団に加わりました。日本は、誠実に「条約」の実施を続け、障碍者の参画とかかわりで障碍者の権利を実現する措置を強化していくつもりです。

日本政府は、継続する国際協力と障碍者権利委員会へのさらなる参画を通して、国際社会全体での「条約」の実施に積極的に貢献していくつもりでもおります。

最後に、女性の権利と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に関する日本のかかわりをご紹介したいと思います。今年9月に、日本政府は、女子差別撤廃委員会の過去の勧告を考慮に入れて、委員会に国の報告書を提出いたしました。日本は、「条約」に規定されているように、女性の権利の実現に向けた誠実な努力払って参りました。例えば、日本政府は、政治的・公的セクターで指導的地位にある女性の割合を2020年までに少なくとも30%に増やすターゲットを定め、それによって、それらセクターへの女性の参画を推進します。日本は、新法を含め、切れ目のない措置を導入しております。最後に、人権の推進と保護が、国際社会の間での平和と安全保障の実現のみならず、平和で繁栄した社会の確立にとっての基本であることを述べたいと思います。日本は、国連を含めたすべてのパートナーと協力して、様々な取組を通して国際レヴェルでも国内レヴェルでも人権の推進と保護に継続してコ

ミットするつもりです。私たちは、現政権が大変に重視しております女性の権利の分野から始めて、私 たち自身が人権の分野でイニシャティヴを取る積りです。

10月22日(水)午前 第23回会議

議事項目 68 (b)人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組を含めた人権問題、(c)人権状況と特別報告者・代表の報告書

議題紹介ステートメント

1. Zeid Ra'ad Al Hussein 人権高等弁務官

音見交換対話

スリナム(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、カナダ、ノルウェー、セネガル、モロッコ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ロシア連邦、米国、スイス、英国、エジプト、アイルランド、欧州連合、ベラルーシ、エリトリア、ドイツ、シリア・アラブ共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、中国、エルサルヴァドル、マラウィ(アフリカ書国グループを代表)、バングラデシュ、チリ、モルドヴァ共和国、日本、イラン・イスラム共和国、トルコ、スーダン、パキスタン、イラク、コスタリカ、メキシコ、フランス、インドネシア、バレスチナ、イスラム協力団体

10月22日(水)午後 第24回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

2. Ivan Simonovic 人権事務総長補佐

意見交換対話(継続)

キューバ、イラン・イスラム共和国、ベラルーシ

議題紹介ステートメント(継続)

3. Emanuel. Decux 強制失踪委員会議長

意見交換対話(継続)

スイス、フランス、欧州連合、メキシコ

議題紹介ステートメント(継続)

4. Ariel Dulitzky 強制または任意によらない失踪に関する作業部会議長

意見交換対話(継続)

アルゼンチン、欧州連合、クロアチア、米国、チリ

議題紹介ステートメント(継続)

5. Christof Heyns 司法外・即決・恣意的刑の執行に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

シンガポール、パキスタン、スイス、クウェート、ノルウェー、ロシア連邦、欧州連合、ブラジル

議題紹介ステートメント(継続)

6. Catarina de Albuquerque 安全な飲用水と下水処理への人権に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

ポルトガル、ノルウェー、ケニア、ドイツ、スペイン、欧州連合、モルディヴ、スロヴェニア

10月23日(木)午前 第25回会議

議事項目 68 (b) (c)(継続)

議題紹介ステートメント(継続)

7. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

ノルウェー、欧州連合、リヒテンシュタイン(オーストリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、アイスランド、アイルランド、モンテネグロ、ノルウェー、ポーランド、スロヴェニア、スウェーデンも代表)、ロシア連邦、チェコ共和国、英国、リトアニア、アイルランド、スイス、キューバ、ベラルーシ、米国、モロッコ、モーリタニア、オランダ、インドネシア、エクアドル

議題紹介ステートメント(継続)

8. Gabriela Knaul 裁判官と弁護士の独立性に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

欧州連合、カタール、ケニア、米国、テュニジア、エクアドル

議題紹介ステートメント(継続)

9. BenEmmerson テロ対策中の人権と基本的自由の推進・保護に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

スイス、欧州連合、リヒテンシュタイン、中国、英国、ロシア連邦、イラク、ドイツ、ブラジル、エクアドル

議題紹介ステートメント(継続)

10. Pablo de Greiff 真実・正義・補償・二度と繰り返さないとの保証に関する特別報告者 意見交換対話(継続)

アルゼンチン、中国、欧州連合、ノルウェー、ドイツ、スイス、ブラジル、アゼルバイジャン、バーレーン、クウェート(アラブ湾岸諸国協力会議を代表)

10月23日(木)午後 第26回会議

決議案の紹介(継続)

6. 女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化(A/C.3/69/L.19)

主提案国: フランス、オランダ

共同提案国:アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、ブルガリア、レバノン、スペイン

7. フィステュラ(産科瘻孔)をなくす努力の強化(A/C.3/69/L.20)

主提案国: セネガル(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、グルジア、インドネシア、レバノン、モンゴル

8. 女性と女児の人身取引(A/C.3/69/L.21)

主提案国: フィリピン

共同提案国: ブルキナファソ、グルジア、インドネシア

9. 女性性器切除廃絶のための世界的努力の強化(A/C.3/69/L.22)

主提案国: ブルキナファソ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: グルジア、カザフスタン、レバノン

10. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.2/69/L.23)

主提案国: カナダ

共同提案国: アルゼンチン、ブルキナファソ、イタリア、オランダ、ペルー、英国、ザンビア、クロアチア、ドイツ、ギリシャ、イスラエル、レバノン、ノルウェー、パナマ、セルビア

11. 国連犯罪防止刑事司法プログラム、特にその技術協力能力の強化(A/C.3/69/L.16)

主提案国: イタリア

共同提案国: ブルキナファソ、クロアチア、グルジア、キルギスタン、レバノン、リベリア、ミクロネシア連邦国家、パナマ、サンマリノ、セルビア

12. 世界麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/69//l.15)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アフガニスタン、アルメニア、ベナン、コロンビア、コスタリカ、グァテマラ、ホンデュラス、イスラエル、カザフスタン、パナマ

決議の採択(継続)

7.生きるための識字: 今後の議事の形成(A/C.3/69/L.9/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

追加共同提案国:アルゼンチン、ベルギー、ブルガリア、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エステニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ボーランド、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニ

ア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アンドラ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、カナダ、エクアドル、グァテマラ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、レバノン、リベリア、マダガスカル、ニカラグァ、ロシア連邦、セルビア

コンセンサスで決議を採択

8. 2015 年以降の国連開発アジェンダにおける法の支配、犯罪防止、刑事司法(A/C.3/59/L.6)---PBI あり 提案者: 経済社会理事会

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ブラジル

9. 人身取引に反対する努力の調整の改善(A/C.3/69/L.17/Rev.1)---PBI なし

主提案国:マラウィ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国:アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カメルーン、コスタリカ、コーティヴォワール、エジプト、アイスランド、イスラエル、ラオ人民民主主義共和国、メキシコ、ニカラグァ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ロシア連邦、スウェーデン、タジキスタン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、米国、ウズベキスタン、ヴフヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イタリア、メキシコ、モンテネグロコンセンサスで決議を採択

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

11. Tamara Kunanayakam 開発への権利に関する作業部会議長

意見交換対話(継続)

イラン・イスラム共和国、キューバ、シリア・アラブ共和国、モロッコ、中国、南アフリカ

議題紹介ステートメント(継続)

12. David Kaye 意見と表現の自由への権利の推進と保護に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

スイス、バーレーン、イラク、欧州連合、英国、モルディヴ、ロシア連邦、米国、リトアニア、ブラジル、リヒテンシュタイン、シリア・アラブ共和国、ラトヴィア、キューバ、エチオピア

議題紹介ステートメント(継続)

13. Heiner Bielefeldt 宗教または信念の自由に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

イスラエル、アイルランド、カナダ、欧州連合、ドイツ、オーストリア、オランダ、アラブ首長国連邦、米国、ノルウェー、英国

10月24日(金)午前 第27回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

14. Francois Crepeau 移動者の人権に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

イスラエル、カタール、欧州連合、米国、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、国際移動機関

議題紹介ステートメント(継続)

15. Francisco Carrion Mena すべての移動労働者とその家族の権利の推進委員会議長

意見交換対話(継続)

メキシコ、エクアドル、バングラデシュ、カメルーン、国際移動機関

議題紹介ステートメント(継続)

16. Maria Grazia Giammarinaro 人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

オーストラリア、スイス、イスラエル、カタールドイツ、米国、欧州連合、モルディヴ、ベラルーシ、インドネシア、国際移動機関

議題紹介ステートメント(継続)

17. Rita Izsak マイノリティ問題に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

イラク、米国、欧州連合、ブラジル、ノルウェー、オーストリア、ハンガリー、ベラルーシ、シリア・アラブ共和国、ラトヴィア、ロシア連邦、エクアドル、ミャンマー

10月24日(金)午後 第28回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議事紹介ステートメント(継続)

18. Chaloka Beyani 国内避難民の人権に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

チリ、オーストリア、米国、スイス、欧州連合、ケニア、リヒテンシュタイン、アゼルバイジャン、 シリア・アラブ共和国、ノルウェー、イラク、カナダ、ブラジル、国際移動機関

議事紹介ステートメント(継続)

19. Hilal Elver 食糧への権利に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

ノルウェー、南アフリカ、キューバ、ブラジル、スイス、欧州連合、カタール。、イラン・イスラム共和国

議題紹介ステートメント(継続)

20. Philip Alston 極度の貧困と人権に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

南アフリカ、モルディヴ、欧州連合、ブラジル、インドネシア

議題紹介ステートメント(継続)

21. Rashida Manjoo 女性に対する暴力に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

チリ、米国、英国、カナダ、カメルーン、ノルウェー、スイス、アイルランド、オーストラリア、スロヴェニア、リトアニア、欧州連合、ドイツ、チェコ共和国、リビア、アルゼンチン、**日本**、オランダ、イラン・イスラム共和国

10月27日(月)午前 第29回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

22. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

欧州連合、パキスタン、ブラジル

議題紹介ステートメント(継続)

23. Dainius Poras 到達できる最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

欧州連合

議題紹介ステートメント(継続)

24. Kishore Singh 教育への権利に関する特別報告者

意見交換鯛を(継続)

モーリタニア、パキスタン、カタール、インドネシア、欧州連合、メキシコ、ブルガリア、モルディヴ、チェコ共和国、エチオピア、モンゴル

議題紹介ステートメント(継続)

25. Maria soledad Cisternas Reyes 障碍者の権利委員会議長

意見交換鯛を(継続)

米国、イスラエル、チリ、欧州連合、ブルガリア、カタール、メキシコ、ブラジル、ノルウェー、インドネシア、シエラレオネ

10月27日(月)午後 第30回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

26. Alfred D Zayas 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家

意見交換対話(継続)

キューバ、ロシア連邦

議題紹介ステートメント(継続)

27. Virginia Dandan 人権と国際連帯に関する独立専門家

28. Juan Pablo Bohoslavsky 国家の外国負債とその他の関連する国際財政責務が人権の完全享受、特に 経済的・社会的・文化的権利に与える影響に関する独立専門家

意見交換対話(継続)

ブラジル、シエラレオネ、中国、アルゼンチン

議題紹介ステートメント(継続)

29. Michael Addo 人権問題と多国籍企業及びその他の起業に関する作業部会議長

意見交換対話(継続)

ノルウェー、米国、スイス、欧州連合、英国

10月28日(火)午前 第31回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

30. Maina Kiai 平和的集会・結社の自由への権利に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

チリ、ノルウェー、欧州連合、スイス、アゼルバイジャン、ケニア、リトアニア、アイスランド、米 国、バーレーン、ロシア連邦、ラトヴィア、ブラジル、中国

議題紹介ステートメント(継続)

31. Farida Shaheed 文化的権利の分野での特別報告者

意見交換対話(継続)

欧州連合、ブラジル

議題紹介ステートメント(継続)

32. ベラルーシの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

ベラルーシ、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、ロシア連邦、スリランカ、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、エクアドル、欧州連合、ジンバブエ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国)、中国、ボリヴィア多民族国家(ニカラグァも代表)、カナダ、ラオ人民民主主義共和国、チェコ共和国、スイス、ノルウェー、ドイツ、米国、マレーシア、朝鮮民主人民共和国、英国、アルメニア、シリア・アラブ共和国、カザフスタン、キューバ、トルクメニスタン

議題紹介ステートメント(継続)

33. Murzuki Darusman 朝鮮民主人民共和国の人権状況に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

朝鮮民主人民共和国、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、欧州連合、キューバ、カナダ、韓国、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ベラルーシ、スイス、オーストラリア、チェコ共和国、**日本**、英国、米国、リヒテンシュタイン(アイスランドも代表)、モルディヴ、ノルウェー、リトアニア

10月28日(火)午後 第32回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

34. Sheila Keetharuth エリトリアの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

エリトリア、米国、欧州連合、キューバ、ノルウェー、エジプト、スイス、エチオピア、エクアドル、 ジブティ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ドイツ、中国、ソマリア、イラン・イスリム共和国

議題紹介ステートメント(継続)

35. Armed Shaheed イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

イラン・イスラム共和国、カナダ、米国、モルディヴ、朝鮮民主人民共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、ベラルーシ、英国、スイス、イスラエル、ノルウェー、ドイツ、欧州連合、チェコ共和国、キューバ(非同盟運動を代表)、中国、エクアドル、ボリヴィア多民族国家、シリア・アラブ共和国、エリトリア

議題紹介ステートメント(継続)

36. Yanghee Lee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

ミャンマー、イラン・イスラム共和国(非同盟運動を代表)、インドネシア、英国、キューバ、ラオ人民 民主主義共和国、ヴエトナム、サウディアラビア、シンガポール、欧州連合、韓国、チェコ共和国、**日本**、カナダ、モルディヴ、米国、ノルウェー、スイス、ロシア連邦、中国

10月29日(水)午前 第33回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

議題紹介ステートメント(継続)

37. Vijay Nambiar ミャンマーに関する事務総長特別顧問

意見交換対話(継続)

ミャンマー、欧州連合、英国、ノルウェー

議題紹介ステートメント(継続)

38, Makarim Wibisono1967 年以来被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

イラン・イスラム共和国、モルディヴ、欧州連合、インドネシア、エジプト、キューバ、南アフリカ、ドイツ、英国、シリア・アラブ共和国、ノルウェー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、イスラエル、パレスチナ

一般討論

スリナム(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、トンガ(太平洋小島嶼開発途上国を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合(アセアン)を代表)、米国、コスタリカ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国共同体(CELAC)を代表)、ロシア連邦

10月29日(水)午後 第34回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

一般討論(継続)

キューバ、イラン・イスラム共和国、オーストラリア、インド、**日本**、スイス、メキシコ、タイ、サウディアラビア、ペルー、中国、シンガポール、リヒテンシュタイン、アラブ首長国連邦、朝鮮民主人民共和国、マレーシア、ノルウェー、コロンビア、エジプト、イラク、ホーリーシー、セルビア、エチオピア、カタール

日本のステートメント(岡村義文大使): 日本は普遍的価値として、人権、民主主義及び法の支配を大変に重視しております。私たちは、それぞれの国の文化、宗教及び伝統が、人権問題に対処する時に考慮に入れられるべきであると信じております。私たちは、当該国との対話と協力を通して進歩を遂げることを求めていきます。私たちは、解決を達成するために、組織的で重大な人権侵害にも積極的に対応いたします。

国に特化したマンデートのための特別手続と調査委員会(COIs)は、世界中の人権侵害に強力に時宜を得て取り組むために不可決のツールであります。日本は、これらメカニズムを最大限活用するための支援と努力を継続いたします。私たちは、大勢の特別手続の継続する努力を有難く思っております。さらに私たちは、普遍的定期的レヴュー(UPR)も人権状況の改善に貢献できるし、またそうすべきであり、UPR が特別手続と共に相互に強化する役割を果たすべきであると信じております。

[DPRK]

朝鮮民主人民共和国(DPRK)における人権状況は、大変に重大な問題です。

DPRK における人権に関する調査委員会(COI)の報告書は、政治犯キャンプと拉致を含め、数多くの人権侵害の領域が、人道違反の犯罪ともなることを発見し、この問題をどのように扱うかに関して国際社会に勧告しております。さらに、今年3月に採択された DPRK に関する人権理事会の決議は、調査委員会の結果認め、拉致問題を含め、そのような侵害と虐待のすべてをなくす即座の手段を取るようにもDPRK 政府に要請しています。国際社会が COI 報告書と人権理事会決議をフォローアップすることが重要です。

この点で、日本と EU は、第三委員会に DPRK の人権状況に関する決議案を共同提案しました。私たちは、決議案が採択され、加盟国から幅広い支援を得ることを心から望んでおります。特に私たちは、拉致問題を大変に重視しております。これは、日本国民の生命と安全保障のみならず、日本の主権に関係する重要な問題でありますが、国際社会全体にとっても普遍的な問題である基本的人権の侵害であります。これら問題は、できるだけ早く解決される必要があります。

[シリア]

シリアに関しましては、独立国際調査委員会はこの国へのアクセスを認められているわけではありませんが、日本は委員会の作業に感謝しております。これに関連して、私たちは、シリア政府に委員会と 完全に協力するよう要請します。

日本は、シリアの紛争のすべての当事者によって行われている関連国際法の侵害のみならず、重大な人権侵害と虐待を依然として深く懸念しております。さらに私たちは、紛争を逃れる 300 万人以上の難民という結果となっている驚くべき人道状況を心配しております。直ちにすべての暴力を止め、国民を保護するようすべての当事者に要請します。

シリアの安定は、イラクの進展する状況にも密接に関連しています。日本は、中東地域のみならず、 国際秩序そのものに ISIL が提起する基本的課題を深く懸念しております。私たちは ISIL が行うすべて の暴力行為を断固として非難します。

2012年6月のジュネーヴ・コミュニケに基づいた政治的解決が、シリア国民の苦しみを終結させるために不可決であることを強調したいと思います。

[イラン]

私たちは、イランの人権状況を改善することにコミットするとのイラン大統領の誓約を歓迎します。 私たちは、「国民権利憲章」を導入し、女性をエンパワーするイランの努力に注意を払っており、2000 年以来開催されている日本・イラン人権対話への積極的かかわりを喜んでおります。

他方、イランにはまだ改善するべき人権状況に関する問題が多くあり、これらには、少年に対する刑の執行、残酷な懲罰の使用、表現の自由への制限及びジャーナリストと人権擁護者の拘禁が含まれます。私たちは、イラン自身の誓約に基づく具体的行動を取るようイランに要請します。さらに私たちは、10月31日にジュネーヴで開かれる UPR に完全にかかわり、イランに関する特別報告者の訪問を受け入れ、その他の国連人権メカニズムと OHCHR と協力するようイラン政府に要請したいと思います。

[ミャンマー]

日本は、民主化、国内の和解、意見と表現の自由への権利の尊重の改善、マイノリティ・グループとの休戦協定策定及び良心による囚人の釈放に向けて、ミャンマーで行われつつある様々な措置と努力を目の当たりにして大いに元気づけられております。私たちは、社会全体に基本的自由と法の支配を確立するための法律の可決を含め、さらに必要な措置に取り組み続けようにもミャンマー政府に期待しております。

本年 5 月に、我が国は「第二回日本・ミャンマー人権対話」を開催しましたが、日本はこのかかわりを継続することを楽しみに致しております。国際社会が、ミャンマーの民主化と変革を継続して支援す

ることが極めて重要で、国際社会とミャンマーとの間の協力がさらに強化されることが強く期待されています。この点で、日本は、今年ミャンマーがアセアンの議長国という重要な役割を果たしている時、その国際的地位をさらに高めたことを歓迎いたします。ミャンマーの改革努力の進歩に注目し、日本は、この国に様々な援助を継続して提供しております。

[カンボディア]

「パリ和平協定」以来、カンボディアの人権状況は、過去 20 年にわたって徐々に進歩してきました。カンボディア内で司法の独立と法の支配を確立するために、日本は民法と民事訴訟法の開発を支援し、民法に関して、裁判官と検事に技術援助を提供してきました。日本は、クメール・ルージュ裁判も積極的に支援しております。

今年7月に、カンボディア与野党の間で協定が結ばれたことを高く評価いたします。日本は特別報告者のマンデートを延長する決議を人権理事会に提案いたしました。私たちは、特別報告者とカンボディアが建設的に協力を続け、人権志向の国造りのプロスが国の強化された民主主義の下で続くことを希望しております。

人権は普遍的価値であります。各国政府は、万人のための人権の実現のために継続した努力を払うべきです。日本は、外交努力を通して人権を推進し続けるつもりです。

答弁権行使

<u>タイ</u>:介入は、我が国のさらなる暴力を防止する手段を取るために必要である。介入後、タイは安定に戻り、法の支配を尊重して民主的ガヴァナンスを強化している。

<u>イスラエル</u>: ガザ地区は、ISIL に大変近いハマスによって支配されている。パレスチナ人に対するイスラエルの安全保障軍の過度の武力行使に関しては、イスラエルには他国と同様自衛への権利がある。

日本: 朝鮮民主人民共和国の主張にもかかわらず、我が国は歴史認識を維持している。

朝鮮民主人民共和国:日本は大量殺戮と性奴隷の問題を含め、人道違反の犯罪を行った。

日本: 朝鮮民主人民共和国代表が述べた主張は根拠のないものである。

朝鮮民主人民共和国:この主張は、国連の特別手続を含め、歴史的に十分文書化されたものである。従って、この主張に対処する即座の行動を取るよう日本に要請する。

10月30日(木)午前 第35回会議

議事項目 68 (b) (c) (継続)

一般討論(継続)

ブラジル、ニュージーランド、パキスタン、スーダン、スリランカ、イラン・イスラム共和国、エルサルヴァドル、ベラルーシ、エクアドル、ナイジェリア、クウェート、アルゼンチン、モロッコ、トンガ、ミャンマー、バングラデシュ、アゼルバイジャン、ヴェトナム、モルドヴァ共和国、キルギスタン、ガボン、インドネシア、欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、アイスランド、アルバニア;安定協会プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ:ウクライナ、アルバニアも代表)、アルバニア

10月30日(木)午後 第36回会議

決議案の紹介(継続)

13. 国際家族年 20 周年記念祝賀(A/C.3/69/L.12/Rev1) 主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

14. 子どもの権利(A/C.3/69/L. 24)

主提案国: ウルグァイ

共同提案国:アンティグァ・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エストニア、フィ

ンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グァイアナ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ジャマイカ、カザフスタン、キルギスタン、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、パナマ、パラグァイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、英国、アンドラ、ボリヴィア多民族国家、キューバ、ドミニカ、エクアドル、グルジア、グレナダ、グァテマラ、ハイティ、ホンデュラス、レバノン、ニカラグァ、ペルー、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、サンマリノ、セルビア

議事項目 68 (b) (c) (継続)

一般討論(継続)

モルディヴ、キリバティ、キプロス、リビア、ギリシャ、ラオ人民民主主義共和国、グァテマラ、カナダ、フィリピン、南アフリカ、パレスチナ、コスタリカ、ネバール、トゥヴァル、シリア・アラブ共和国、国際移動機関、国連食糧農業機関

答弁権行使

<u>アルメニア</u>: アルメニアは、アゼルバイジャン代表によってなされた「ずうずうしい申し立て」と「嘘八百」に反対する。何千名ものアルメニア人が、未だに行方不明であり、アゼルバイジャン政府は、これに対する協力を拒んでいる。アゼルバイジャンは国際規範をばかにしつつ、 これについて語る。アルメニア社会と国際社会は、Bakuで拘禁中に亡くなったアルメニア国民 Karen Petrosyan の死亡にショックを受けている。そのような嘆かわしい行為は捜査されなければならず、加害者は責任を取らなければならない。

バーレーン: バーレーン政府は、国民の自由の保護にコミットしている。

<u>中国</u>: 欧州連合による攻撃に断固として反対する。欧州連合のステートメントは、「まったくの作り事」である。公平さと客観性が、人権が推進されるべき原則である。西欧の国々の中には、自分たちを裁判官であると主張し、自国の人権侵害には目をつぶり、他国の人権侵害を、拡大鏡を使ってみているところもある。

<u>ロシア連邦</u>: 欧州連合のステートメントに応えるが、法の支配はロシア全土を支配している。法律は、集会の自由への権利を制限しておらず、NGO は政治活動を認められている。クリミア共和国は、国民の開放的で、自由で、民主的な意思の表明に従ってロシア連邦に加わった。欧州連合のステートメントは、人権の推進がその外交政策の一部でいると述べた。それならば、どのように欧州連合は、その領土内の人権侵害を説明するのか。ロシア連邦は、退役軍人の行進とナチズムによって権利を侵害されている欧州連合諸国の国民の状況に特別な注意を払うよう欧州連合に要請する。欧州連合が、その域内の人種主義と外国人排斥をなくす決定的措置を取ることが重要である。

<u>トルコ</u>: ギリシャのステートメントに応えるが、第三委員会の政治利用を残念に思い、トルコ系キプロス人は、1963年に、キプロスの政府機関から初めて追い出されたことを述べる。彼らに対する残虐行為は、国連のアーカイヴで十分に文書化されている。それ以来、推計 18万人のトルコ系キプロス人が強制移動させられており、キプロスの軍事クーデターは、ギリシャ政府にそそのかされたものである。トルコにはトルコ系キプロス人を保護する権利と責任がある。キプロスには豊かな文化的遺産があり、それを保護するのは両サイドの合同の責任である。トルコ系キプロス地域社会当局は、いくつかのギリシャ正教の教会を復元し、行方不明者の捜索のための手段を取っている。非難のやり取りは非生産的であり、トルコは問題の正しい永続的解決に到達するための事務総長の努力を支援し続けるつもりである。

<u>セルビア</u>: 第三委員会は、問題の政治利用の場として利用されてはならない。セルビア政府は、万人が受け入れることのできる解決策を見つけることにより、蓄積する問題を解決することに積極的に貢献してきた。

<u>エジプト</u>: 我が国は、死刑を大変重大なものと考えており、最後の手段としてこれを用いている。さらに、わが代表団は、欧州諸国での同様の刑法に注意を引きたい。

朝鮮民主人民共和国:カナダと欧州連合の動機のある申し立てを拒否する。そういった申し立てには何の関連性もない。さらに、欧州連合とその他の西欧諸国には二重基準があり、自国の人権問題には対処したがらない。

<u>サウディアラビア</u>: サウディアラビア政府は、継続して司法を実施している。シリア政府は、国際社会

によるすべての非難を無視しているが、あらゆる形態のテロはなくさなければならない。

<u>イスラエル</u>: 今日説明されたようなイスラエルは存在しないので認めない。パレスチナ当局は、イスラエル国民の人権と自衛の責務を認めなければならない。パレスチナ当局は、ハマスの破壊的政策とは縁を切るべきである。それはここでの泥の投げ合いよりはましであろう。

<u>アゼルバイジャン</u>: アルメニアのコメントは、虚偽の陳述と国際社会を誤解させ、残虐行為から注意をそらそうとする試みに満ちている。アルメニアは、アゼルバイジャン領土を占領することにより、アゼルバイジャンに対する侵攻を継続している。さらに、アルメニアは、罪のない国民を破壊活動家だと主張し、国境内にいながら違法に国境を越えたとしてアゼルバイジャン国民を非難している。Karen Petrosyan は破壊活動グループのメンバーであり、違法にアゼルバイジャンの国境を越えたとして逮捕された。

<u>パレスチナ</u>: パレスチナのステートメントには、事実の歪曲はなく、イスラエルによって行われる多くが戦争犯罪にあたる侵害に関する事実を述べただけである。占領軍は、そういった侵害を正当化し続けている。この紛争には、つり合いというものがない。占領軍があり、人権への資格のある被占領民がいる。自衛権はイスラエルの繰り返される野蛮行為を認めるものではなく、あらかじめ考えた軍の侵略を含めることはできない。パレスチナの子どもたち、女性、男性はテロリストではない。

<u>アルバニア</u>: コソヴォは、国連加盟国 110 か国によって認められている独立国である。その現実を認めないことは、結果的にはこの地域の平和につながるセルビアとコソヴォとの間の関係を正常化しようとする欧州連合主導の努力に反するものである。目を堅く瞑っていては未来を見ることはできない。

<u>シリア・アラブ共和国</u>: サウディ政権は、合法性に欠けるテロリスト政権である。彼らはジハディ・グループを支援しており、米国務長官は、サウディアラビアは、アルカーイダの最大の財政支援者であると述べている。サウディ政権はその偽善とシリアの悲劇の利用を止めるよう要請する。サウディアラビアがイスラム国への支援を止めれば、シリア人は立ち直るであろう。

<u>キプロス</u>: トルコのステートメントは、第三委員会を政治利用しようとする試みである。このステートメントへの答えは、数多くの国連決議に見出される。キプロスは、トルコ系キプロス人を含め、すべての国民がその権利を享受できることを保障するためにできる限りのことをしている。もしトルコがこの地域での永続的平和を本当に望んでいるのなら、その軍を撤退させることから始めるべきである。

 \underline{r} ルメニア: アゼルバイジャン代表の主張は根拠がなく、アゼルバイジャン代表は、アルメニアのことがたった 1 回述べられていることを見つけるために、過去 20 年間国連決議を注意深く読んでいなかったのなら、そうするべきである。

<u>トルコ</u>: シリア政権の申し立てを否定する。トルコは、継続してシリア国民の味方をするつもりである。 <u>セルビア</u>: 第三委員会はこのテーマに対処していないことを代表団に思い出してもらいたい。現在の討議は、バルカン諸国の効果的対話に役立つものではない。

<u>サウディアラビア</u>: シリア政権は、国民に対して爆発物を使用し、人権を侵害している。従って、我が 国代表団は、継続してシリア国民に味方するつもりである。

アゼルバイジャン:アルメニアは、残虐行為を自慢しており、Khojaly 悲劇のことを述べる。

<u>アルバニア</u>: コソヴォは独立国であり、これはいくつかの地域団体と国際団体によって完全に認められている。

<u>シリア・アラブ共和国</u>: 誰がシリア国民の名で発言することをサウディアラビア代表団に許可したのか委員会に尋ねる。

11 月 3 日(月)午前 第 37 回会議

議事項目 66: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容 (a)人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、(b)「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップ 議事項目 67: 民族自決権

議題紹介ステートメント

1. Ben Majekodunmi ニューヨーク人権高等弁務官事務所政府間アウトリーチ課課長

意見交換対話

モロッコ、ブラジル

議題紹介ステートメント(継続)

2. Jose Fransisco Cali Tsay 人種差別撤廃委員会議長

意見交換対話(継続)

スロヴェニア、ブラジル、南アフリカ、ルワンダ

議題紹介ステートメント(継続)

3. Mutuma Ruteere 現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容に関する特別報告者

意見交換対話(継続)

ブラジル、イスラエル、欧州連合、アルメニア、モロッコ、ナイジェリア、南アフリカ

議題紹介ステートメント(継続)

4. Mireille Fanon-Mendes-France アフリカ系の人々に関する作業部会議長

意見交換対話(継続)

ブラジル、南アフリカ、欧州連合、モロッコ、ナイジェリア

議題紹介ステートメント(継続)

5. Patricia Arias 民族自決権の行使を妨げ手段としての傭兵の使用に関する作業部会議長

意見交換対話(継続)

欧州連合、キューバ

一般討論

ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)、ベリーズ(カリブ海共同体(CARICOM)を代表)、スワジランド(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表、欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、モンテネグロ、セルビア、アルバニア;安定・協会プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ;モルドヴァ共和国も代表))

11月3日(月)午後 第38回会議

議事項目 66 (a) (b), 67(継続)

一般討論(継続)

米国、ロシア連邦、キューバ、ナイジェリア、イスラエル、中国、モロッコ、ブラジル、セネガル、アラブ首長国連邦、アイスランド、パキスタン、アルジエリア、南アフリカ、エジプト、イラク、マレーシア、カタール、タイ、エクアドル、ボリヴィア多民族国家、スーダン、イラン・イスラム共和国、インド、アゼルバイジャン

答弁権行使

<u>エストニア</u>: 我が国に暮らす誰もが同等の待遇を受けている。政府はエストニアで暮らしている不法滞在者にエストニア国籍を申し込むよう奨励している。基礎教育は、ロシア語を含め義務である。

<u>ラトヴィア</u>: ラトヴィアは、あらゆる形態の独裁的イデオロギー、反ユダヤ主義、人種主義、ナチ主義 及びその他の形態の不寛容を非難する。少数民族の学校に関しては、ロシア連邦には 200 万人のウクラ イナ人がいるのに、どうしてウクライナ少数民族の学校がないのか。ラトヴィアは、ロシア連邦におけ るネオ・ナチ暴力と人種差別について心配している。

<u>イスラエル</u>: パレスチナを支援している加盟国に、イスラエルに対するパレスチナ当局によるテロ攻撃も支援しているのかどうか尋ねたい。ハマスは平和よりもイスラエルの破壊を望んでいることをすべての国々に思いだいてもらいたい。自決権の問題に関しては、これは折衝のプロセスがあって初めて出てくるものであることを強調する。イスラム極端主義のようなもっと重要な問題がある。

モロッコ: モロッコ領サハラは、第三委員会のマンデートの下にはない。さらに、正しく相互に受け入

れられる解決策のための折衝を含む、安全保障理事会によって定められたパラメーターから逸脱することは何にもならない。サハラに関するモロッコの提案は、安全保障理事会で定められたパラメーターに完全に沿うものであり、折衝の基礎である。

<u>パキスタン</u>: インド代表団は、ジャンム・カシミールがインドの一部であると申し立てた。国連安全保障理事会が、ジャンム・カシミールは紛争地域であると宣言する決議を採択している時に、どうしてそのようなことができるのか。ジャンム・カシミールでの選挙に関しては、そのような選挙は国連によっても,カシミールの人々によっても拒否された。決議は、インド当局によって行われる選挙は国連によって行われる自由な国民投票の代わりにはならないことを明確にした。

<u>インド</u>: ジャンム・カシミールでの選挙は、そのような選挙を欠点ありとはしない国際メディアの監視の下で行われた。

<u>セネガル</u>: 我が国のステートメントは、パレスチナ被占領地に関する事務総長報告書に基づいている。 パキスタン: 外国の占領下で行われた選挙は、公平な選挙の代替となることはできない。

インド:パキスタン代表の言及は文脈から外れている。

11月4日(火)午前 第39回会議

議事項目 66 (a) (b), 67 (継続)

一般討論(継続)

アルメニア、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、パレスチナ、グルジア、エリトリア、トルコ、 コロンビア、アルゼンチン、国際移動機関

答弁権行使

<u>アゼルバイジャン</u>: アルメニアのステートメントは歪曲で一杯で、国際社会を誤解させようとの意図のあるものである。文書化された証拠が、アルメニアがアゼルバイジャンを攻撃し、大規模な民族浄化を行ったことを証明している。1992年の安全保障理事会決議は、アゼルバイジャンに対する武力の使用を非難し、占領軍の無条件での撤退を要請した。アルメニアが、在アゼルバイジャンのアルメニア人の自決権の行使と呼んでいるものは、アルメニア人が合法化を求めている違法な武力の使用である。

<u>イスラエル</u>: もしパレスチナ側が自決権を望むのなら、ハマスと手を切り、イスラエルとの折衝に戻らなければならない。直接交渉だけが状況を解決する手助けとなろう。ここでの演説または夏にハマスが始めた戦争は役には立たないであろう。

アルメニア: アゼルバイジャン代表が、ナゴルノ・カラバフの人々の自決権の闘いを歪曲し続けたのは残念である。アゼルバイジャン代表は、この人たちの権利を抑圧しつつ、自決権の議事項目の下で発言した。20年以上前、アゼルバイジャンは、ナゴルノ・カラバフに対して全面戦争を仕掛けたが、その領土の保全の主張は、政治的にも、法的にも、歴史的にも、道徳的にも欠陥のあるものである。アルメニアが決議を実施していないと申し立てながら、アゼルバイジャンこそ、決議に違反しており、即座の休戦を求めた1993年の決議を誤解している。アルメニアは、紛争の平和的解決を見いだすために、継続してその好意を尽くしている。

<u>パレスチナ</u>: イスラエル代表のコメントは、予見できるものであり、間違ったものである。多くのイスラエルの違反は戦争犯罪にあたる。今朝のパレスチナのステートメントは、占領下のあからさまな現実を伝えたものである。イスラエル代表は、パレスチナ国内でイスラエルによって行われてきた人権侵害を実際に否定できるのだろうか。パレスチナ人に対してイスラエルは不法政策を行っていないと良心に誓って言えるのだろうか。和平プロセスに関しては、全世界が 20 年も続いてきた和平プロセスを目撃してきたが、結果は占領の固定化と数えきれない戦争と破壊であった。イスラエルは、その抑圧政策を継続する言い訳として、和平プロセスを用いることは止めるべきである。

<u>アゼルバイジャン</u>: 在アゼルバイジャンのアルメニア少数グループは、国際法の下で自決権に対して資格があるものと考えられるカテゴリーのどれにも当てはまらない。一国は何回自決権の行使ができるのだろうか。アルメニアはすでにそれを行使し、アルメニアと呼ばれる主権国家が存在するのである。アルメニアの高官は、憎悪を掻きたてるようなステートメントを定期的に行っているが、これは戦争を煽ることと同じである。

<u>アルメニア</u>: アゼルバイジャンが歪曲を続ける時、黙ってはいられない。ナゴルノ・カラバフの人々は、

国際法に従って、自決権を行使した。この領土の市民社会は、継続して政治プロセスに参加している。 アルメニアは、法の支配と正義と人権を重視しており、戦争を煽ることを止め、戦争ではなく、平和の ためにその国民を準備させるようアゼルバイジャン指導部に要請する。

11月5日(水)午前 第40回会議

議事項目 61: 国連難民高等弁務官報告書: 難民・帰還民・国内避難民の問題及び人道問題

議題紹介ステートメント

Antonio Guterres 国連難民高等弁務官

意見交換対話

イラク、ポルトガル、ベラルーシ、欧州連合、**日本**、エチオピア、シリア・アラブ共和国、ウルグァイ、アルジェリア、スウェーデン、南スーダン、ラトヴィア、パプアニューギニア、ミャンマー、エリトリア

一般討論

モーリタニア(アフリカ諸国グループを代表)、タンザニア連合共和国(南部アフリカ開発共同体(SADC)を代表)、欧州連合(候補国旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国モンテネグロ、アイスランド、セルビア、アルバニア;安定・協会プロセス候補可能国ボスニア・ヘルツェゴヴィナ;並びにウクライモルドアヴァ共和国、アルメニア、グルジアも代表)、米国、ロシア連邦、カナダ、ブラジル

11月5日(水)午後 第41回会議

議事項目 61 (継続)

一般討論(継続)

インド、タイ、モロッコ、**日本、**ノルウェー、シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、アルジェリア、エジプト、イラク、パキスタン、エチオピア、中国、ケニア、スーダン、リヒテンシュタイン、韓国、トルコ、ナイジェリア、スイス、エクアドル、アゼルバイジャン、クロアチア、セルビア国際赤十字委員会、国際赤十字赤新月社連盟

日本のステートメント(堤太郎参事官): 日本は、中東の人道危機に対応しつつ、極端主義が根を下ろすことを防止する目的で、中東への緊急援助として 5,000 万ドルを提供するつもりである。アフリカの難民の状況に関しては、1,700 万ドルの支援をする。我が国の政府開発援助(ODA)に関する新しい大綱は、法の支配を確保し、平和で安定した社会を実現する質の高い経済成長のような目標を強調している。日本は女性の権利を中心としたすべての個人の尊厳の尊重に重点を置いた人間の安全保障の観点も重要視するつもりである。

答弁権行使

<u>モロッコ</u>: 我が国のキャンプは UNHCR によっても受入国によっても管理されているわけではない。 さらに安全保障理事会が問題を調査しているが、この問題についてのモロッコの提案は真剣なものであ り信用できるものである。

<u>アルメニア</u>: 政府が必要な援助を提供できない時には、国際社会が介入するべきである。従って、我が国は、難民と国内避難民に関するアゼルバイジャン代表のステートメントには失望している。これは反アルメニアのプロパガンダになってしまっている。

<u>アルジェリア</u>: 我が国は、政治的制約なしに西サハラの難民の状況と自決権に関連して措置を取る用意がある。

<u>アゼルバイジャン</u>: アルメニアは国際平和と安全保障を侵害しており、アゼルバイジャン領土の占領の目的については疑いない。

モロッコ:様々な国連報告書は、ティンドゥーフ・キャンプで人権侵害が続いていることを強調してい

る。

<u>アルメニア</u>: アゼルバイジャンは我が国に対して嘘八百を並べているが、この問題に関して決議が採択されて以来 21 年になることを思い出してもらいたい。

<u>アルジェリア</u>: 難民の人口調査は西サハラ問題の政治プロセスの中で極めて重要である。ティンドゥーフ・キャンプにおける人権侵害に関するモロッコ代表の申し立てに応える。

<u>アゼルバイジャン</u>: 国の状況に関連して安全保障理事会決議が採択されて以来 21 年になる。これら決議は紛争の即時終結並びに難民と国内避難民の帰還を要請している。アルメニアはこういった決議を無視してきた。

11月6日(木)午後 第42回会議

議事項目 61 (継続)

一般討論(継続)

フィジー、アフガニスタン、カメルーン、エリトリア、グルジア、ウクライナ、国際移動機関

議題別一般討論ステートメントの分析

議事項目	ステートメント総数	国グルーブ	各国	国際団体	女性による数と割合	男性による数と割合
社会開発	87	7	79	1	36(38%)	59(62%)
犯罪防止・麻薬	55	5	50	0	13(24%)	42(76%)
女性の地位向上	121	7	109	5	56(47%)	65(53%)
子どもの権利	102	6	94	2	46(45%)	56(55%)
先住民族	37	3	32	2	17(46%)	20(54%)
人権条約(規約)	18	1	16	1	9(50%)	9(50%)
人権問題	70	5	63	2	27(39%)	42(61%)
人種主義・人種差別	39	4	34	1	18(46%)	21(54%)
難民	40	3	34	3	14(35%)	26(65%)
人権理事会報告書	24	1	23	0	7(29%)	17(71%)

決議案の紹介(継続)

15. 第2回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/69/L.14/Rev.1)

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

共同提案国: トルコ

16. 国連難民高等弁務官事務所(A/C.3/69/L.55)

主提案国: スウェーデン

共同提案国: アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スポイン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国、アンドラ、アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、エチオピア、グルジア、キルギスタン、リトアニア、モロッコ、ニュージーランド、セルビア

17. 南西アジア・アラブ地域国連人権訓練文書化センター(A/C.3/69/L.36)

主提案国: カタール

共同提案国: 米国、バーレーン、カメルーン、エジプト、エリトリア、クウェート、リビア、モーリタニア、オマーン、サウディアラビア、スーダン、テュニジア、アラブ首長国連邦、イェーメン、モロッコ、ナイジェリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

18. 司法行政における人権(A/C.3/69/L.37)

主提案国: オーストリア

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、ベルギー、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、アンドラ、コスタリカ、ホンデュラス、リトアニア、パラグァイ、ウクライナ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モルドヴァ共和国、セルビア

19. 行方不明の人々(A/C.3/69/L.49)

主提案国: アゼルバイジャン

共同提案国: アルバニア、アルメニア、ブラジル、キプロス、米国、アルゼンチン、オーストリア、ベラルーシ、カナダ、エジプト、ギリシャ、リヒテンシュタイン、ポーランド、モルドヴァ共和国、スイス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、グルジア、モロッコ

20. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/69/L.50)

主提案国: ギリシャ

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、レバノン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグァイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、テュニジア、英国、ウルグァイ、アンドラ、ベナン、コロンビア、グルジア、グァテマラ、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、マリ、モンゴル、韓国、セルビア、ソマリア、トルコ、ウクライナ、アゼルバイジャン、ブルキナファソ、サンマリノ

21. 死刑の利用の一時停止(A/C.3/69/L.51)

主提案国: チリ

共同提案国:アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルンディ、カーボヴェルデ、コロンビア、コンゴ共和国、コスタリカ、コーティヴォワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシゃル諸島、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグァイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、ソマリア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ、トゥヴァル、ウクライナ、英国、ウルグァイ、ヴァヌアトゥ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、カンボディア、エクアドル、キルギスタン

22. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/69/L.28)

主提案国: イタリア

共同提案国:アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、チリ、ミクロネシア連邦国家、モンテネグロ、パナマ、モルドヴァ共和国、サンマリノ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ

23. ミャンマーにおける人権状況(A/C.3/69/L.32)

主提案国: カナダ

共同提案: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、イスラエル、モナコ、パラオ、韓国、サンマリノ

24. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/69/L.33)

主提案国: カナダ

共同提案国:アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴェキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国。米国、パラオ、パナマ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トゥヴァル、ヴァヌアトゥ

答弁権行使

<u>イラン・イスラム共和国</u>: カナダがイラン国民よりもイランのことを心配していることに驚いている。 カナダはアメリカ大陸で最も困った人権侵害国であり、イランの人権状況に関する決議案に反対するよ うすべての国の代表団に要請する。

<u>朝鮮民主人民共和国</u>:決議案は人権とは何の関係もなく、敵対政策の産物である。欧州連合と日本がこの決議を押し付けるのであれば、彼らがその責任を取らなければなれらなくなる予見できないような結果となるかも知れない。

決議案の紹介(継続)

25. 「国連腐敗防止条約」に従って、腐敗の慣行及び腐敗から得た利益の移転を防止し、これと闘い、資産の回復を促進し、そのような資産を合法的所有者、特に元の国に返還すること(A/C.3/69/L.18)

主提案国: コロンビア

共同提案国: エルサルヴァドル、グァテマラ、メキシコ、パラグァイ共和国、モロッコ、パプアニュー ギニア、トルコ

11月11日(火)午前 第43回会議

決議案の紹介(継続)

26. ナチズムの称賛及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の煽動を助長する勧告との闘い(A/C.3/69/L.56)

主提案国: ロシア連邦

共同提案国: ベラルーシ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、キューバ、朝鮮民主人民 共和国、赤道ギニア、ギニア、キルギスタン、ナミビア、ニカラグァ、ナイジェリア、パキスタン、シ リア・アラブ共和国、トルクメニスタン、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和 国、バングラデシュ、インド、ニジェール、ルワンダ、セイシェル、スリランカ、ブラジル、ミャンマ

27. 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(A/C.3/6/L.57)

主提案国: ベルギー

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベナン、ボリヴィア多民族 国家、ブルガリア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エ ストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、 イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、パラグァイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、モロッコ、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アンドラ、インド、イスラエル、モナコ、パナマ、サンマリノ

28. 人権を侵害し、民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の利用(A/C.3/69/L.53)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、ニカラグァ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、ベラルーシ、中国、朝鮮民主人民共和国、エルサルヴァドル、インド、イラン・イスラム共和国、ナイジェリア、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、ジンバブエ、エジプト、ラオ人民民主主義共和国、リビア、ミャンマー、ニジェール、スリランカ、ウガンダ

29. 民族自決権の普遍的承認(A/C.3/69/L.55)

主提案国: パキスタン

共同提案国:アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグァ・バーブダ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルネイ・ダルサーラム、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、中国、コモロ、コンゴ共和国、コーティヴォワール、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、ガボン、ガーナ、ギニア、グァイアナ、ハイティ、ホンデュラス、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、レソト、リベリア、リビア、マラウィ、マレーシア、モルディヴ、モザンビーク、ナミビア、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パラグァイ、カタール、ロシア連邦、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、シエラレオネ、シンガポール、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、タジキスタン、タイ、トーゴ、テュニジア、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、ジンバブエ、ガンビア、グレナダ、マダガスカル、ウガンダ、サンビア

30. ディジタル時代のプライヴァシーへの権利(A/C.3/69/L.26)

主提案国: ブラジル

共同提案国: アルゼンチン、オーストリア、ブルガリア、コスタリカ、クロアチア、フランス、ドイツ、ギリシャ、グァテマラ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニカラグァ、ノルウェー、パラグァイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ロシア連邦、スロヴェニア、スペイン、スイス、ウルグァイ、ボリヴィア、エルサルヴァドル、

31. 「強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約」(A/C.3/69/L.34)

主提案国: モロッコ

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、フルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンゴル、オランダ、ノルウェー、パラグァイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、テュニジア、英国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ベナン、ボリヴィア多民族国家、コロンビア、キューバ、エクアドル、グァテマラ、ハイティ、インド、マリ、モナコ、ニカラグァ、パナマ、モルドヴァ共和国、サモア、セルビア、ウクライナ、アンドラ、カナダ、エルサルヴァドル、モーリタニア、セネガル

32. 国際白皮症認識デー(A/C.3/69/L.35)

主提案国: ソマリア

共同提案国: イスラエル、モロッコ、ナイジェリア、ノルウェー、トルコ、アラブ首長国連邦

33. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし及び人に対する暴力との闘い(A/C.3/69/L.39)

主提案国: サウディアラビア(イスラム協力団体を代表)

共同提案国:.ルワンダ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ウガンダ

34. 宗教または信念の自由(A/C.3/69/L.40)

主提案国: イタリア

共同提案国: アンドラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、日本、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パラグァイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、ニュージーランド、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、アルバニア、モナコ、セルビア

35. 万人によるすべての人権の完全享受のための重要な要件としての平和の推進(A/C.4/69/L.41)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、ニカラグァ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国アルジェリア、ベラルーシ、カメルーン、中国、コモロ、朝鮮民主人民共和国、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、インド、イラン・イスラム共和国、ナイジェリア、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、シリア・アラブ共和国、ジンバブエ、コンゴ共和国、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マリ、ニジェール、セントルシア、スリランカ、ヴェトナム

36. 食糧への権利(A/C.3/69/L.42)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、ニカラグァ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、アルメニア、バルバドス、ベラルーシ、カメルーン、中国、コモロ、コスタリカ、朝鮮民主人民共和国、ドミニカ共和国、グァテマラ、ハイティ、ホンデュラス、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ナイジェリア、パラグァイ、韓国、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、シリア・アラブ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ジンバブエ、アンティグァ・バーブダ、バハマ、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、チリ、コンゴ共和国、コーティヴォワール、コンゴ民主共和国、エジプト、グァイアナ、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モナコ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、パナマ、セントルシア、サウディアラビア、セネガル、スリランカ、タジキスタン、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ヴェトナム

37. 民主的で公正な国際秩序(A/C.3/69/L.43)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル、ニカラグァ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルジェリア、ベラルーシ、カメルーン、中国、コモロ、朝鮮民主人民共和国、エルサルヴァドル、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、ナイジェリア、ロシア連邦、セントヴィンセント・グレナディーン、シリア・アラブ共和国、ジンバブエ、ブルキナファソ、ブルンディ、コンゴ、コーティヴォワール、ラオ人民民主主義共和国、リビア、マリ、モーリタニア、ミャンマー、ニジェール、セントルシア、ヴェトナム

38. 司法外・即決・恣意的刑の執行(A/C.3/69/L.47)

主提案国:フィンランド

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、

オランダ、ノルウェー、パナマ、パラグァイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、リトアニア、ニュージーランド、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、アルバニア、アンドラ、ベナン、コロンビア

39. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/69/L.31)

主提案国: カタール

共同提案国:アルバニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、テュニジア、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国、イェーメン、アンドラ、ボツワナ、モルドヴァ、サンマリノ、セイシェル、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、リビア、モーリタニア

答弁権行使

<u>シリア・アラブ共和国</u>: 我が国に関連するテキスト案["L.31"]は、一連の根拠のない申し立てで、我が国政府を標的にしている。この案は、テロ対策に関連する安全保障理事会決議の下でのあらゆる形態のテロリストの慣行を止める必要性を公然と無視している。カタールの代表は、トルコとシリアの国境沿い及びレバノン、イラク及びその他の国々の内部で、テロを支援することにコミットしているので、この問題に関して発言する合理性を欠いている。すべての国々にこの決議案に反対票を投じるよう要請する。テロリスト団体が用いるために、カタールでは何百万ドルもが銀行口座に蓄えられているので、委員会は、テロリズムの資金提供を議論するべきである。

11月13日(木)午前 第44回会議

決議案の紹介(継続)

40. 難民高等弁務官プログラム執行委員会の拡大(A/C.3/69/L.60)

主提案国: ウルグァイ

共同提案国:アルメニア、チャド、グルジア、カメルーン、東ティモール

41. アフリカの難民、帰還民及び国内避難民への支援(A/C.3/69/L.61)

主提案国: リベリア(アフリカ諸国グループを代表)

42. いじめ及び子どもに対するその他の型の暴力との闘い(A/C.3/69/L.25)

主提案国: メキシコ

共同提案国: コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、アイスランド、ニカラグァ、ペルー、ウルグァイ、ボリヴィア多民族国家、チリ、エルサルヴァドル、グァテマラ、ホンデュラス、パナマ、パラグァイ、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルゼンチン

43. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的実施のための具体的行動の世界的呼びかけ(A/C.3/69/L.59)

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

44. バレスチナの民族自決権(A/C.3/69/L.58)

主提案国: エジプト

共同提案国:アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、中国、コモロ、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、朝鮮民主人民共和国、デンマーク、ジブティ、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ギリシャ、ハンガリー、インド、インドネシア、イラク、アイルランド、イタリア、ヨルダン、クウェート、レバノン、リトアニ

ア、マレーシア、マルタ、モーリタニア、モロッコ、モザンビーク、ニカラグァ、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、ポーランド、カタール、セントヴィンセント・グレナディーン、サウディアラビア、セネガル、シエラレオネ、スロヴェニア、ソマリア、スーダン、スワジランド、スウェーデン、タジキスタン、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、イェーメン、ジンバブエ、パレスチナ、ベルギー、エルサルヴァドル、ドイツ、ギニア、グァイアナ、ラトヴィア、リビア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、モナコ、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スペイン、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、カーボヴェルデ、コーティヴォワール、エクアドル、アイスランド、ラオ人民民主主義共和国、レソト、リベリア、モーリシャス、ニジェール、ロシア連邦、セルビア、東ティモール、タンザニア連合共和国

45. 移動者の保護(A/C.3/69/L.29)

主提案国: メキシコ

共同提案国:アルメニア、ボリヴィア多民族国家、コロンビア、エクアドル、グァテマラ、パラグァイ、ウルグァイ、アンゴラ、アルゼンチン、エジプト、ホンデュラス、キルギスタン、マリ、ニカラグァ、ナイジェリア、トルコ

46. 人権の推進と保護におけるオンブズマン、仲裁者及びその他の国内人権機関の役割(A/C.3/69/L.30) 主提案国: モロッコ

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストリア、フランス、ルクセンブルグ、モンゴル、モンテネグロ、ノルウェー、スイス、英国、米国、アルメニア、オーストラリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コーティヴォワール、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ジブティ、エジプト、ガボン、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、ヨルダン、レバノン、リトアニア、マリ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セネガル、セルビア、スロヴェニア、ソマリア、テュニジア、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブルンディ、カメルーン、チャド、エルサルヴァドル、エストニア、ホンデュラス、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、ラトヴィア、マダガスカル、マルタ、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、ルワンダ、シエラレオネ、スロヴァキア、トーゴ

47. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/69/L.38) 主提案国: エジプト

共同提案国:アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、アゼルバイジャン、カーボヴェルデ、コモロ、ジブティ、エリトリア、エチオピア、クウェート、リベリア、マレーシア、モロッコ、オマーン、パキスタン、カタール、サウディアラビア、スーダン、テュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、タンザニア連合共和国、ヴェトナム、イェーメン、ジンバブエ、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、中国、キューバ、朝鮮民主人民共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、ガボン、ガーナ、ギニア、グァイアナ、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イラク、ヨルダン、レバノン、レソト、リビア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリタニア、ナミビア、ニカラグァ、ナイジェリア、ルワンダ、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、スリランカ、スワジランド、シリア・アラブ共和国、トーゴ、ヴェネズエラボリヴァリアン共和国、ベリーズ、ブルキナファソ、ブルンディ、カメルーン、チャド、コンゴ共和国、コーティヴォワール、コンゴ民主共和国、グァテマラ、モザンビーク、ニジェール、カタール、セネガル、シエラレオネ

48. 人権分野での国際協力の強化(A/C.3/69/L.44)

主提案国:キューバ(非同盟運動を代表)

共同提案国: ロシア連邦

49. 人権と一方的強制措置(A/C.3/69/L.45) 主提案国: キューバ(非同盟運動を代表) 50. 開発への権利(A/C.3/69/L.46)

主提案国:キューバ(非同盟運動ワ代表)

51. 人権と極度の貧困(A/C.3/69/L.48)

主提案国:ペルー

共同提案国: ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、チリ、コスタリカ、エクアドル、グァテマラ、パナマ、パラグァイ、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストリア、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、コンゴ、エジプト、ホンデュラス、インド、ニカラグァ、モルドヴァ共和国、セントルシア

52. 移動する子どもと思春期の若者(A/C.3/69/L.52)

主提案国: エルサルヴァドル

共同提案国: エクアドル、グァテマラ、ホンデュラス、パラグァイ、ウルグァイ、アルジエリア、ボリヴィア多民族国家、ブルネイ・ダルサーラム、ブルンディ、コスタリカ、ハイティ、パナマ、トルコ

決議の採択(継続)

10. 世界青少年スキルの日(A/C.3/L.13/Rev.1)

主提案国: ボリヴィア多民族国家

共同提案国:ベラルーシ、モンテネグロ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: イタリア(欧州連合加盟諸国を代表)

11. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約(A/C.3/69/L.34)---PBI なし

主提案国: スウェーデン

追加共同提案国:アルバニア、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、ドミニカ共和国、エジブト、グァテマラ、ホンデュラス、イスラエル、マダガスカル、マリ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ペルー、フィリピン、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、ウクライナ、ウルグァイ

採択前ステートメント: カナダ

コンセンサスで決議を採択

12. 南西アジア及びアラブ地域の国連人権訓練文書化センター(A/C.3/69/L.36/Rev.1)---PBI なし 主提案国: カタール

追加共同提案国: コモロ、キューバ、イラク、パキスタン、ボリヴィア多民族国家、コーティヴォワール、エルサルヴァドル、レバノン、マリ、ニジェール、セネガル、東ティモール、ウガンダ票決前ステートメント: 米国、シリア・アラブ共和国、クウェート(湾岸協力会議を代表)

賛成 161 票、反対 1 票、棄権 3 票で決議を採択

11 月 17 日(月)午後 第 45 回会議

議事項目 63: 人権理事会報告書

議題紹介ステートメント

Baudelaire Ndong Ella(ガボン)人権理事会議長

意見交換対話

スイス、リヒテンシュタイン、ポルトガル、モロッコ、欧州連合、カメルーン、米国、アイルランド、 パナマ、ベラルーシ

一般討論

クロアチア(オーストリア、スロヴェニアも代表)、米国、中国、**日本**、タイ、ブラジル、セネガル、ラオ人民民主主義共和国、南アフリカ、キューバ、パキスタン、エジプト、ノルウェー、スーダン、イラ

ン・イスラム共和国、ボツワナ、ラトヴィア、韓国、エリトア、カザフスタン

日本のステートメント(春木彰子一等書記官): 日本政府は、人権理事会がその設立以来積極的に、着実に数多くの人権侵害に対応していることに満足しております。国に特化した特別報告者と調査委員会 (COIs)は、厳しく、時宜を得て人権侵害と取り組むための不可欠のツールであります。我が国は、世界中の国々の人権状況を改善するために、大勢の特別手続が行っている継続する貢献を評価しております。我が国は理事会の特別手続に常設の招待状を出しており、特別手続きと完全に協力を継続するつもりでおります。

普遍的定期的レヴュー(UPR)は、国連加盟国がすべての国々の人権状況を見直し、それによって対話を通して改善のための提案を受ける有用なメカニズムであります。これは、特別手続きと共に、相互に補強し合う役割を果たす不可欠のツールであります。

日本、アイルランド、チリ、シエラレオネ、テュニジアが提出し、9月の人権理事会で採択された市民社会のスペースに関する決議は、人権の推進と保護を含め、社会にとって重要な問題に対処する際の市民社会の重要な役割を認めております。日本は、この決議に従って第32回人権理事会に提出されることになっております市民社会のための安全で機能的な環境の醸成と維持のための高等弁務官の実際的な勧告に基づいて、このテーマに関する討議を深めていくことを楽しみにいたしております。

日本政府は、国連とその代表及びメカニズムと協力している個人及び団体に対する報復を防止し、保護するために活動しなければならないと信じております。日本は、人権理事会決議 24/24 の実施を強く支持いたします。

理事会は、制約された資金と予算の中でさえ、真に必要なマンデートに対処できる予算を持つことを保障しなければなりません。私たちは、理事会の問題、例えば特別手続と作業部会の設立を優先させるべきです。理事会の全体的な効果と効率を高め、マンデートの重複を防ぐことも必要であります。

人権理事会の委員国として、日本は万人のための人権の実現に向けて継続して努力してまいります。

11月18日(火)午前 第46回会議

議事項目 63 (継続)

一般討論(継続)

アルバニア、アルゼンチン、スリランカ、ウクライナ

答弁権行使

<u>ロシア連邦</u>: ウクライナ代表団のステートメントは、根拠のない申し立てに基づいている。実際、ウクライナの人権状況は、もっと注意を受けるのが当然である。人の失踪事件がいくつかあったし、民間人に対する不相応な武力の行使もあった。

決議案の紹介(継続)

53. 先住民族の権利(A/C.3/69/L.27)

主提案国: ボリヴィア多民族国家、エクアドル

共同提案国:アルゼンチン、アルメニア、ベリーズ、キューバ、フィンランド、グァテマラ、グァイアナ、ホンデュラス、ニュージーランド、ニカラグァ、パラグァイ、ペルー、スペイン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、ギリシャ、リトアニア、パラオ、パナマ、ウクライナ、ウルグァイ

決議の採択(継続)

13. 民族自決権の普遍的実現(A/C.3/69/L.55)---PBI なし

主提案国: パキスタン

追加共同提案国: セイシェル、キルギスタン、マダガスカル、パラオ

採択前ステートメント: ウクライナ、パラオ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スペイン、アルゼンチン、英国、米国

14. 国際白皮症意識の日(A/C.3/L.35/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ソマリア

追加共同提案国:オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シンガポール、スロヴェニア、タイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、チリ、コンゴ共和国、コーティヴォワール、クロアチア、エチオピア、ハンガリー、レバノン、リベリア、マレーシア、マリ、南アフリカ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、ウルグァイ

口頭による修正案の提案: タンザニア連合共和国

修正案票決前ステートメント: イタリア(欧州連合を代表)

賛成17票、反対66票、棄権75票で口頭による修正案を否決

修正案票決後ステートメント: カナダ

賛成 160 票、反対 0 票、棄権 16 票で決議原案を採択

票決後ステートメント:パナマ、イタリア(欧州連合を代表)、米国、ソマリア、スペイン

(15) 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/69/L.28/Rev.1)及びその修正案(A/C.3/69/L.63)---PBI なし

主提案国: イタリア、日本

追加共同提案国: モルディヴ、マーシャル諸島、ニュージーランド、セルビア

修正案(A/C.3/69/L.63)---PBI なし

修正案の口頭での修正: キューバ

口頭で修正の修正案に対するステートメント: 朝鮮民主人民共和国、中国、**日本**、ベラルーシ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、南アフリカ、イタリア

口頭で修正の修正案票決前ステートメント: イタリア、**日本**、イラン・イスラム共和国、米国、アルバニア、スイス(オーストラリア、オーストリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも代表)、エクアドル

賛成 40 票、反対 77 票、棄権 50 票で、口頭で修正の修正案を否決

口頭で修正の修正案票決後ステートメント: ウルグァイ

決議案(A/C.3/69/L.28/Rev.1)の検討を延期

11 月 18 日(火)午後 第 47 回会議

議事項目 68 (c)

決議の採択(継続)

15. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/69/L.28/Rev.1) (継続)

票決前ステートメント: 朝鮮民主人民共和国、**日本**、シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、 キューバ、ベラルーシ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル

賛成 111 票、反対 19 票、棄権 55 票で決議を採択

票決後ステートメント: インド、パキスタン、インドネシア、ミャンマー、タイ、ジンバブエ、マレーシア、ブラジル、ラオ人民民主主義共和国、ヴェトナム、シンガポール、朝鮮民主人民共和国、ノルウェー

16. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/69/L.31)---PBI なし

主提案国: サウディアラビア

追加共同提案国:グルジア、モンテネグロ、パラオ、ウクライナ、モナコ、コーティヴォワール 票決前ステートメント:シリア・アラブ共和国、フランス、米国、イラン・イスラム共和国、ベラルー シ、サウディアラビア、朝鮮民主人民共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、コ ーティヴォワール、エクアドル

賛成 125 票、反対 13 票、棄権 47 票で、決議を採択

票決後ステートメント:中国、ブラジル、チリ、アルゼンチン、マレーシア、インドネシア、シンガポール、キューバ、トルコ、エジプト

17. イラン・イスラム共和国における人権状況(A/C.3/69/L.33)---PBI なし

主提案国: カナダ

追加共同提案国: ニュージーランド

票決前ステートメント: イラン・イスラム共和国、ベラルーシ、朝鮮民主人民共和国、中国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、キューバ

賛成 78 票、反対 35 票、棄権 69 票で決議を採択

採択後ステートメント: ミャンマー、**日本**、チリ、イラン・イスラム共和国、ウルグァイ、インドネシア、グァテマラ

決議案 A/C.3/69/L.33 の検討を延期

11 月 19 日(水)午後 第 48 回会議

決議の採択(継続)

17. イラン・イスラム共和国における人権状況(A/C.3/69/L.33) (継続)

票決後ステートメント: ブラジル、メキシコ、ボリヴィア多民族国家、コスタリカ、ニカラグァ

18. 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(A/C.3/69/L.57)---PBI なし

主提案国: スロヴェニア

追加共同提案国: ベラルーシ、ブルキナファソ、ブルンディ、ドミニカ共和国、ガーナ、ナイジェリア、モルドヴァ共和国、東ティモール、アゼルバイジャン、ブラジル、カンボディア、カナダ、チリ、中国、赤道ギニア、グルジア、グァテマラ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、**日本**、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、レバノン、マダガスカル、マリ、モンテネグロ、ニュージーランド、パラオ、韓国、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、ウクライナ、米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

19. 司法行政における人権(A/C.3/69/L.37/Rev.1---PBI なし

主提案国: オーストリア

追加共同提案国:エルサルヴァドル、グァテマラ、インド、フィリピン、イスラエル、モロッコ、ニュージーランド、セネガル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

20. 司法外・即決・恣意的刑の執行(A/C.3/69/L.47/Rev.1)及びその修正案(A/C.3/69/L.64)---PBI なし

主提案国: フィンランド

追加共同提案国:ブルキナファソ、グァテマラ、パラオ、東ティモール

修正案(A/C.3/69/L.64)---PBI なし

主提案国: サウディアラビア(イスラム協力団体を代表)

票決前ステートメント: フィンランド(北欧諸国を代表)、スイス、アルゼンチン、ノルウェー(デンマーク、アイスランド、スウェーデンも代表)、南アフリカ

賛成53票、反対82票、棄権24票で修正案を否決

票決後ステートメント: パラオ、アルバニア

決議(A/C.3/69/L.57/Rev.1)全体

票決前ステートメント:フィンランド、コスタリカ、エジプト、ノルウェー、トリニダード・トバゴ、 スーダン、イラン・イスラム共和国

賛成 111 票、反対 1 票、棄権 64 票で決議を採択

票決後ステートメント:シンガポール、米国、ケニア、キリバティ

(21) 子どもの権利(A/C.3/69/L.24/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ウルグァイ

追加共同提案国: イスラエル、**日本**、モナコ、パラオ、オーストラリア、カナダ、リヒテンシュタイン、マダガスカル、モルディヴ、韓国、トーゴ

口頭での修正(バラ 48(1)): ジブティ(アフリカ諸国を代表)---PBI なし

修正案票決前ステートメント: ウルグァイ(欧州連合、ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループを代表)、バルバドス、コスタリカ、オーストリア、パラオ、アイルランド、ノルウェー、リヒテンュタイン、アイスランド

賛成 66 票、反対 88 票、棄権 17 章で修正案を否決 修正案票決後ステートメント: ウルグァイ、トーゴ ウルグァイによる口頭での修正を含む決議全体の検討 ステートメント: ウルグァイ、ジブティ、ニジェール 決議採択を延期

11月21日(金)午前 第49回会議

決議の採択(継続)

21. 子どもの権利(A/C.3/69/L.24/Rev.1)(継続)

共同提案国辞退: トーゴ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: カタール、イラン・イスラム共和国、ジブティ(アフリカ諸国を代表)、ロシア連邦、サウディアラビア、リビア、ナイジェリア、パラオ、米国、パキスタン、ブラジル、スーダン、イラク、モーリタニア、イェーメン、ノルウェー、バルバドス、ホーリーシー

決議案の紹介(継続)

54. 人権理事会報告書(A/C.3/69/L.65)

主提案国:ジブティ(アフリカ諸国グループを代表)

決議の採択(継続)

22. 社会開発世界首脳会合と第 24 回特別総会の成果の実施(A/C.3/69/L.11/Rev.1)---PBI あり

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

共同提案国:オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ベルギー、デンマーク、フランス、イタリア、モンテネグロ、オランダ、ポルトガル、韓国、ルーマニア、スペイン、ルクセンブルグ、セルビア、スロヴえニア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: イタリア(欧州連合加盟諸国を代表)、米国

23. 国際家族年 20 周年祝賀(A/C.3/69/L.12/Rev.2)---PBI なし

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

共同提案国: カザフスタン、トルコ、ウズベキスタン、ベラルーシ、ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント:米国、イタリア(欧州連合を代表)、オーストラリア(アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、パラオ、スイス、トルコ、ヴァヌアトゥも代表)、ウルグァイ(アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エルサルヴァドルも代表)

24. 産科フィステュラ(瘻孔)をなくす努力の強化(A/C.3/69/L.20/Rev.1)---PBI なし

主提案国: セネガル

共同提案国ではない国々: バングラデシュ、ベラルーシ、インド、インドネシア、ロシア連邦

追加共同提案国: オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、ベルギー、ブルガリア、カンボディア、カナダ、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ギリシャ、グァテマラ、ハンガリー、イスラエル、イタリア、**日本、**ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、ニュージーランド、オランダ、ニカラグァ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、サンマリノ、セントキッツ・ネヴィス、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、タジキスタン、ウクライナ、ウルグァイ、アンドラ、キプロス、ドイツ、アイルランド、メキシコ、ノルウェー、パラ

オ、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、トルクメニスタン、英国、ルーマニア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: イタリア(欧州連合加盟諸国を代表)、コスタリカ(アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エルサルヴァドル、ウルグァイも代表)、ホーリーシー

決議内容(別紙参照)

25. 子ども結婚、早期・強制結婚(A/C.3/69/L.23/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ザンビア

追加共同提案国:アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、ベルギー、ベナン、ブルガリア、ブルンディ、コスタリカ、キューバ、キプロス、エストニア、エチオピア、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、日本、ヨルダン、ケニア、キルギスタン、リベリア、ルクセンブルグ、マダガスカル、モルディヴ、メキシコ、モンゴル、モロッコ、フィリピン、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルワンダ、サンマリノ、セネガル、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、ソロモン諸島、ソマリア、タイ、トーゴ、トルクメニスタン、タンザニア連合共和国、エクアドル、エリトリア、マリ、ニカラグァ、スイス、テュニジア

採択前ステートメント: クウェート、イラン・イスラム共和国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 英国(オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイスも代表)、スーダン、ホーリーシー

決議内容(別紙参照

(26) ナチズム、ネオナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不 寛容の称賛の煽動を助長する慣行との闘い(A/C.3/69/L.56/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ロシア連邦

追加共同提案国:アルジェリア、アンゴラ、ブルンディ、中国、コンゴ共和国、リベリア、エチオピア、ガボン、ラオ人民民主主義共和国、モーリタニア、モロッコ、タジキスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、ジンバブエ

ステートメント: ウクライナ、ベラルーシ

決議案の検討を延期

11月21日(金)午後 第50回会議

決議の採択(継続)

26. ナチズム、ネオナチズム及びその他の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の称賛の煽動を助長する慣行との闘い(A/C.3/69/L.56/Rev.1) (継続)

票決前ステートメント: 米国

賛成 115 票、反対 3 票、棄権 55 票で、口頭で修正の決議を採択

票決後ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)、リヒテンシュタイン(アイスランド、スイスも代表)、赤道ギニア、ノルウェー

27. バレスチナ人の民族自決権(A/C.3/69/L.58)---PBI なし

主提案国: エジプト

追加共同提案国:アンドラ、アンティグァ・バーブダ、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブラジル、ボッワナ、ブルンディ・ダルサーラム、ブルキナファソ、チャド、チリ、コンゴ共和国、チェコ共和国、ガンビア、ガーナ、ジャマイカ、カザフスタン、ケニア、モルディヴ、モンテネグロ、ミャンマー、パキスタン、ペルー、モルドヴァ共和国、セイシェル、南アフリカ、スリランカ、スリナム、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、英国、ウガンダ、ウズベキスタン、ザンビア、ウクライナ

票決前ステートメント: イスラエル

賛成170票、反対7票、棄権6票で決議を採択

票決後ステートメント:アルゼンチン、スーダン、パレスチナ、ジンバブエ

28. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/69/L.50/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ギリシャ

追加共同提案国:カナダ、エジプト、ホンデュラス、ヨルダン、リビア、メキシコ、ニュージーランド、 旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、米国、カーボヴェルデ、ペルー

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ロシア連邦

29. 死刑の利用の一時停止(A/C.3/69/L.51/Rev.1)及び修正案(A/C.3/69/L.66)---PBI なし

主提案国: チリ

追加共同提案国:マダガスカル、ニカラグァ、ロシア連邦

修正案 A/C.3.69/L.66)---PBI なし

主提案国: サウディアラビア

共同提案国: バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサーラム、エジプト、イラン・イスラム共和国、クウェート、ラオ人民民主主義共和国、マレーシア、オマーン、パプアニューギニア、カタール、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、シンガポール、アラブ首長国連邦、ヴェトナム、アフガニスタン、アンティグァ・バーブダ、ベラルーシ、中国、グァイアナ、リビア、スーダン、トリニダード・トバゴ、ベリーズ、朝鮮民主人民共和国、パキスタン

修正案票決前ステートメント: ベナン、ウルグァイ、アルバニア

賛成 55 票、反対 85 票、棄権 22 票で修正案を否決

修正案票決後ステートメント: 米国

決議案票決前ステートメント: バハマ、イタリア(欧州連合加盟国を代表)、中国、シンガポール、パプアニューギニア、エジプト、スーダン、ボツワナ、パキスタン、トリニダード・トバゴ、ニュージーランド、ミクロネシア連邦国家

賛成 114 票、反対 36 票、棄権 14 票で決議を採択

採択後ステートメント: 米国、モロッコ、バハマ、ミャンマー、インドネシア、ヴェトナム、**日本**、ラオ人民美香主主義共和国、インド、バングラデシュ、キューバ、カタール(オマーン、サウディアラビアも代表)、チリ

30. ミャンマーの人権状況(A/C.3/69/L.32)及び PBI(A/C.3/69/L.62)

主提案国: イタリア

追加共同提案国: モンテネグロ、ノルウェー、セルビア、セイシェル、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トルコ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ミャンマー

決議の検討を延期

11 月 24 日(月)午前 第 51 回会議

決議の採択(継続)

30. ミャンマーの人権状況(A/C.3/69/L.32)及び PBI(A/C.3/69/L.62)(継続)

採択後ステートメント: サウディアラビア(イスラム協力団体を代表)、インド、ヴェトナム、ブラジル、ラオ人民民主主義共和国、米国、ベラルーシ、中国、イラン・イスラム共和国、**日本**、ロシア連邦、ノルウェー、シンガポール、キューバ、朝鮮民主人民共和国

(31) 2015 年及びそれ以降に向けた障碍者のための「ミレニアム開発目標」及びその他の国際的に合意された開発目標の実現(A/C.3/69/L.10/Rev.1)

PBI の準備ができないため決議案の検討を延期

(31) 第2回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/69/L.14/Rev.2)---PBI なし主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表) 決議案の検討を次回会議まで延期

31. 女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を撤廃する努力の強化(A/C.3/69/L.19/Rev.1)---PBI なし 主提案国: オランダ

追加共同提案国:アルバニア、アルジェリア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、カナダ、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ガボン、グァテマラ、グァイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、**日本**、ヨルダン、キリバティ、リベリア、マダガスカル、モルディヴ、マリ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ナウル、モルドヴァ共和国、セントヴィンセント・グレナディーン、セネガル、セイシェル、スリナム、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、東ティモール、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ヴァヌアトゥ、ブルンディ、カーボヴェルデ、ジャマイカ、ケニア、レソト、ナミビア、ナイジェリア、サモア、シエラレオネ、ウガンダ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容(別紙参照)

32. 女性と女児の人身取引(A/C.3/59/L.21/Rev.1)---PBI あり

主提案国: フィリピン

追加共同提案国:オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アンド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、オランダ、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、東ティモール、英国、タンザニア連合共和国、米国、アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルンディ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、レバノン、リベリア、マダガスカル、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、ニカラグァ、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択 採択後ステートメント: スーダン

決議内容(別紙参照)

33. 国連難民高等弁務官のプログラム執行委員会の拡大(A/C.3/69/L.60)---PBI なし

主提案国: ウルグァイ

追加共同提案国: エジプト、ナイジェリア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: アゼルバイジャン、アルメニア

(34) 子どもに対するいじめ及びその他の形態の暴力との闘い(A/C.3/69/L.25/Rev.1)---PBI あり

主提案国: メキシコ

決議案の検討を次回会議まで延期

34. 強制失踪からすべての人々を保護するための国際条約(A/C.3/69/L.34)---PBI なし

主提案国: アルゼンチン

追加共同提案国:アンティグァ・バーブダ、アゼルバイジャン、ベリーズ、ブルキナファソ、カンボディア、カメルーン、コモロ、エリトリア、ガボン、イラク、ヨルダン、カザフスタン、レバノン、マダガスカル、マラウィ、マリ、ニュージーランド、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、ペルー、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トーゴ、ウガンダ、ヴァヌアトゥ、ザンビア、コーティヴォワール、モルディヴ、モンテネグロ、トリニダード・トバゴ

コンセンサスで決議を採択

35. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/69/L.38)---PBI なし 主提案国: エジプト

追加共同提案国: アンティグァ・バーブダ、ハイティ、ケニア、フィリピン、ウガンダ、ウズベキスタン、赤道ギニア、ホンデュラス

票決前ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)

賛成 128 票、反対 53 票、棄権 1 票で決議を採択

36. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし及び人に対する暴力との闘い(A/C.3/69/L.39/Rev.1)---PBI なし

主提案国: サウディアラビア(イスラム協力団体を代表)

追加共同提案国:オーストラリア、ニュージーランド、ウルグァイ、ガーナ

採択前ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: アルバニア

37. 宗教または信念の自由(A/C.3/69/L.40/Rev.1)---PBI なし

主提案国: イタリア

追加共同提案国: ブラジル、コスタリカ、グアテマラ、タイ、トルコ、ウクライナ、アルバニア、エクアドル、モロッコ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: サウディアラビア(イスラム協力団体を代表)

38. 人権の分野での国際協力の強化(A/C.3/69/L.44)---PBI なし

主提案国:キューバ(非同盟諸国運動を代表)

追加共同提案国:エルサルヴァドル

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

(39) 人権と一方的強制措置(A/C.3/69/L.45)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

次回会議まで検討を延期

39. 開発への権利(A/C.3/69/L.46)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

追加共同提案国:エルサルヴァドル

採択前ステートメント: イラン・イスラム共和国(非同盟諸国運動を代表)、イタリア(欧州連合加盟国を代表)、米国

口頭で修正の決議を賛成 148 票、反対 4 票、棄権 27 票で採択

採択後ステートメント: 英国、カナダ

11 月 24 日(月)午後 第 52 回会議

決議の採択(継続)

40. 2015 年以降に向けた障碍者のための「ミレニアム開発目標」とその他の国際的に合意された開発目標の実現(A/C.3/69/L.10/Rev.1)---PBI あり

主提案国: フィリピン

追加共同提案国:アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、バングラデシュ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、コロンビア、コモロ、キューバ、チェコ共和国、エクアドル、エジプト、フランス、ガーナ、ギニア、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イスラエル、日本、ケニア、ラトヴィア、レソト、マラウィ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、

カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルワンダ、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、タイ、ウガンダ、英国、米国、ウルグァイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ザンビア、ジンバブエ、アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アゼルバイジャン、バルバドス、ブルンディ、カーボヴェルデ、チリ、コンゴ共和国、コーティヴォワール、ジブティ、ドミニカ共和国、エリトリア、グルジア、グァテマラ、ホンデュラス、アラン。、レバノン、リベリア、モンテネグロ、ナミビア、ニカラグァ、ニジェール、ナイジェリア、サンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、南アフリカ、テュニジアコンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、ブラジル

(41) 第2回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/69/L.14/Rev.2)

主提案国:ボリヴィア多民族国家(G77/中国及びトルコを代表) 決議の検討を次回会議まで延期

41. 子どものいじめ及びその他の型の暴力との闘い(A/C.3/69/L.25/Rev.1)

主提案国:メキシコ

追加共同提案国:アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、キューバ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、セントルシア、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、バハマ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、イスラエル、カザフスタン、モンテネグロ、ノルウェー、サンマリノ、セルビア、トルクメニスタン、ウクライナ

採択前ステートメント:メキシコ、ジブティ、

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)、ジブティ(アフリカ諸国を代表)、パナマ(アルゼンチン、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、グァテマラ、ホンデュラス、ニカラグァ、パラグァイ、ペルー、ウルグァイも代表)、南アフリカ、チリ(アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、イタリア、ランス、アイスランド、イスラエル、日本、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国、米国、ウルグァイも代表)、オーストラリア、米国、サウディアラビア

42. 人権と一方的強制措置(A/C.3/69/L.45)---PBI なし

主提案国: キューバ

票決前ステートメント: 米国

口頭で修正の決議を賛成 124 票、反対 52 票、棄権 2 票で採択

採択後ステートメント: コスタリカ、

43. 人権と極度の貧困(A/C.3/69/L.48/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ペルー

追加共同提案国:アルジェリア、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、チャド、中国、コンゴ共和国、キューバ、キプロス、デンマーク、エジプト、エストニア、フィンランド、ギリシャ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ケニア、ラトヴィア、リトアニア、モルディヴ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、ニカラグァ、ノルウェー、ポーランド、韓国、モルドヴァ、セントルシア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、トリニダード・トバゴ、テュニジア、英国、アンドラ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、コーティヴォワール、ハイティ、キルギスタン、レバノン、レソト、リベリア、マダガスカル、マレーシア、マリ、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、シエラレオネ、東ティモール、トルコ、ウガンダ、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

44. 「国連腐敗防止条約」に従って、腐敗の慣行と腐敗の利益の送金を防止、これと闘い、そのような資産を合法的な所有者、特に元の国に返還すること(A/C.3/68/L.18/Rev.1)

主提案国: コロンビア

追加共同提案国:アルゼンチン、オーストラリア、チリ、エクアドル、エジプト、ギリシャ、ホンデュラス、インド、モンゴル、ナイジェリア、パナマ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、セネガル、スペイン、タイ、英国、米国、ウルグァイ、コーティヴォワール、エリトリア、フランス、レバノン、マダガスカル、モンテネグロ、オランダ、ロシア連邦、ルワンダ、ウガンダ、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: リヒテンシュタイン

11月25日(火)午前 第53回会議

決議の採択(継続)

45. 第2回高齢者問題世界会議のフォローアップ(A/C.3/69/L.14/Rev.2)

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国及びトルコを代表)

追加共同提案国: リヒテンシュタイン、メキシコ、ニュージーランド、韓国、スロヴェニア、アルバニア、オーストリア、ブルガリア、ブルキナファソ、クロアチア、アイルランド、マレーシア、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モルドヴァ共和国、サンマリノ、スロヴァキア

採択前ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント:カナダ、アルバニア、日本

46. 女性性器切除撤廃のための世界的努力の強化(A/C.3/69/L.22)---PBI なし

主提案国:ブルキナファソ(アフリカ諸国を代表)

追加共同提案国:アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、コロンビア、キューバ、キプロス、エルサルヴァドル、ハンガリー、イタリア、**日本**、ヨルダン、モルディヴ、マルタ、モナコ、ニュージーランド、パラグァイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、英国、米国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アンドラ、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、中国、コスタリカ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、キルギスタン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パナマ、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、東ティモール、ウクライナ

採択前ステートメント: ブルキナファソ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ブルキナファソ(アフリカ諸国を代表)、イタリア(欧州連合加盟国を代表)、ノルウェー(デンマーク、エストニア、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スウェーデン、スイスも代表)

決議内容(別紙参照)

47. 第 4 回世界女性会議のフォローアップ及び「北京行動綱領」と第 23 回特別総会成果の完全実施 (A/C.3/69/L.67)---PBI なし

提案者: 議長

決議案のファシリテーターとしての資格での副議長(スウェーデン)のステートメントに続いて、コンセンサスで決議を採択

決議内容(別紙参照)

(48) アフリカの難民、帰還民及び国内避難民への支援(A/C.3/69/L.61)---PBI なし 主提案国: リベリア(アフリカ諸国グループを代表)

決議の検討を次回会議まで延期

48. 人権理事会報告書(A/C.3/69/L.65)---PBI なし

主提案国: ジブティ(アフリカ諸国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

票決前ステートメント: ベラルーシ、イスラエル、イタリア(欧州連合加盟国を代表)、シリア・アラブ 共和国、ナイジェリア、キューバ

口頭で修正の決議を賛成 115 票、反対 3 票、棄権 56 票で採択

票決後ステートメント: スイス(アルバニア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、 ノルウェーも代表)、コスタリカ、カナダ、米国、イラン・イスラム共和国、リビア、バングラデシュ、 コロンビア、スーダン、ジブティ(アフリカ諸国グループを代表)

(49) 先住民族の権利(A/C.3/69/L.27)---PBI なし

主提案国: ボリヴィア多民族国家

追加共同提案国:オーストラリア、ブラジル、チリ、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、ド イツ、ハンガリー、メキシコ、ノルウェー、ポーランド、スロヴェニア、スウェーデン、米国 決議案の検討を次回会議まで延期

(49) 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃のための具体的行動と「ダーバン宣 言と行動計画」のフォローアップの包括的実施の世界的呼びかけ(A/C.3/69/L.59)

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表) 議長ステートメントに続き検討を次回会議まで延期

49. 人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/69/L.53)---PBI なし 主提案国: キューバ

追加共同提案国:アンゴラ、ベナン、ブラジル、コモロ、エリトリア、レソト、ナミビア、パキスタン、 ペルー、セントルネシア、スーダン、ウルグァイ、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、チャド、チ リ、コーティヴォワール、マダガスカル、マレーシア、南アフリカ、タンザニア連合共和国

票決前ステートメント:キューバ、イタリア(欧州連合加盟国を代表)

賛成 123 票、反対 51 票、棄権 5 票で決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン

11 月 25 日(火)午後 第 54 回会議

決議の採択(継続)

- (50) アフリカの難民、帰還民及び国内避難民への支援(A/C.3/69/L.61)---PBI の決定を延期
- (50) 先住民族の権利(A/C.3/69/L.27)---PBI に関して決定を延期
- (50) 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面的撤廃のための具体的行動と「ダーバン 宣言と行動計画」の包括的実施とフォローアップの世界的呼びかけ(A/C.3/69/L.59)

主提案国: ボリヴィア多民族国家

決議の検討を延期

50. ディジタル時代のプライヴァシーへの権利(A/C.3/69/.L.26/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ドイツ

追加共同提案国:アルメニア、コロンビア、チェコ共和国、エストニア、ガーナ、イタリア、ラトヴィ ア、レバノン、モロッコ、パナマ、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、セルビア、 スロヴァキア、スウェーデン、東ティモール、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバ ニア、ベリーズ、ブルキナファソ、エジプト、エリトリア、マレーシア、モンテネグロ、ルワンダ、ウ

クライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント:南アフリカ、スイス(オーストリア、リヒテンシュタイン、メキシコも代表)、ブラジル、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、オランダ、エジプト、米国、英国

51. 移動者の保護(A/C.3/69/L.29/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

追加共同提案国: アルジェリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ブラジル、チリ、エルサルヴァドル、エチオピア、ハイティ、インドネシア、フィリピン、ポルトガル、セネガル、ブルキナファソ、コスタリカ、エジプト、モンテネグロ、パナマ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国

52. 人権の推進におけるオンブズマン、仲裁者及びその他の国内人権機関の役割(A/C.3/69/L.30)---PBIなし

主提案国: モロッコ

追加共同提案国:アンドラ、アゼルバイジャン、キプロス、エリトリア、フィンランド、イタリア、**日本**、カザフスタン、モンテネグロ、ペルー、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、セントルシア、スペイン、スーダン、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、インド、ベリーズ、ブラジル、チリ、グァテマラ、キルギスタン、ウガンダ、ウクライナ、ウルグァイ

コンセンサスで決議を採択

53. 万人によるすべての人権の完全享受のための重要な要件としての平和の推進(A/C.3/69/L.41)---PBIなし

主提案国: キューバ

追加共同提案国:バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ブラジル、エチオピア、レソト、ナミビア、セネガル、スーダン、チャド、コーティヴォワール、エリトリア、ケニア、マダガスカル、マラウィ、ミャンマー、ソマリア、南アフリカ

票決前ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)

口頭で修正した決議を賛成 132 票、反対 53 票、棄権 1 票で採択

54. 食糧への権利(A/C.3/69/L.42)---PBI なし

主提案国:キューバ

追加共同提案国:アンゴラ、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カンボディア、クロアチア、キプロス、ジブティ、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、ヨルダン、ラトヴィア、レソト、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、韓国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、東ティモール、トーゴ、トルクメニスタン、イェーメン、アルバニア、アンドラ、アゼルバイジャン、ベリーズ、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、中央アフリカ共和国、チャド、ガボン、ガンビア、グァテマラ、アイスランド、ケニア、クウェート、キルギスタン、レバノン、リベリア、リヒテンシュタイン、マラウィ、モルディヴ、モンテネグロ、ノルウェー、モルドヴァ共和国、ルワンダ、サモア、サンマリノ、セルビア、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南アフリカ、テュニジア、ウクライナ、アラブ首長国連邦

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国、カナダ

55. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/69/L.43)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国:アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ドミニカ共和国、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、レソト、マレーシア、ナミビア、パキスタン、セネガル、スリランカ、スーダン、

トーゴ、ブルンディ、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ民主共和国、ガンビア、ケニア、マダガスカル、マラウィ、ソマリア、タンザニア連合共和国

票決前ステートメント:米国、イタリア(欧州連合加盟国を代表)

賛成 120 票、反対 52 票、棄権 6 票で決議を採択

56. 行方不明の人々(A/C.3/69/L.49/Rev.1)---PBI なし

主提案国: アゼルバイジャン

追加共同提案国:ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、チリ、コスタリカ、クロアチア、エクアドル、エルサルヴァドル、フィンランド、フランス、グァテマラ、ハイティ、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニあ、ルクセンブルグ、マダガスカル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、パナマ、パラグァイ、ペルー、ルーマニア、セネガル、セルビア、スロヴェニア、スペイン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、ウガンダ、ウルグァイ、アンドラ、コーティヴォワール、ナイジェリア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

57. 移動する子どもと思春期の若者(A/C.3/69/L.52/Rev.1)---PBI なし

主提案国: エルサルヴァドル

追加共同提案国:カンボディア、イタリア、**日本**、メキシコ、モロッコ、ペルー、ポルトガル、セネガル、スペイン、スウェーデン、米国、ブルガリア、中央アフリカ共和国、チャド、キプロス、リベリア、マルタ、モンテネグロ、ニュージーランド、スロヴェニア

コンセンサスで決議を採択

58. 国連犯罪防止・刑事司法プログラム、特に技術的協力能力の強化(A/C.3/69/L.16/Rev.1)---PBI あり 主提案国: イタリア

追加共同提案国:アルジェリア、アンゴラ、アンティグァ・バーブダ、アルゼンチン、アゼルバイジャン、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリヴィア多民族国家、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コーティヴォワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、グァテマラ、グァイアナ、ハイティ、アイスランド、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、クロアチア、マダガスカル、マレーシア、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、パナマ、ペルー、ポーランド、モルドヴァ共和国、セントキッツ・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、シンガポール、スーダン、スリナム、タイ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、ウクライナ、英国、米国、ウルグァイ、ウズベキスタン、アンドラ、中央アフリカ共和国、ホンデュラス、ラオ人民民主主義共和国、ニュージーランド、ナイジェリア、ロシア連邦、ソマリア

採択前ステートメント: ベラルーシ、イラン・イスラム共和国、米国、ベルギー、英国 共同提案国辞退: アルメニア、ラオ人民民主主義共和国 口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

59. 世界麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/69/L.15/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

追加共同提案国:アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ブルキナファソ、カメルーン、エクアドル、赤道ギニア、グァイアナ、ハイティ、ジャマイカ、リベリア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、フィリピン、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、シンガポール、スリナム、タイ、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、ウルグァイ、ヴァヌアトゥ、アンティグァ・バーブダ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、チャド、ドミニカ共和国、日本、ラオ人民民主主義共和国、ミャンマー、ナイジェリア、モルドヴァ共和国、セネガル、セルビア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議案の検討を延期

11月26日(水)午前 第55回会議

決議の採択(継続)

59. (継続)

採択後ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)、ロシア連邦、カナダ、ジャマイカ

60. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援(A/C.3/69/L.61)---PBI なし

主提案国: リベリア(アフリカ諸国を代表)

追加共同提案国:オーストラリア、ベルギー、イタリア、メキシコ、オランダ、ポーランド、トルコ、オーストリア、ブルガリア、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、グルジア、**日本**、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、ニュージーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、スウェーデン、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: イタリア(欧州連合加盟国を代表)、ノルウェー

61. 先住民族の権利(A/C.3/69/L.27)---PBI あり

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

追加共同提案国: オーストリア、キプロス、アイスランド、イタリア、モンテネグロ、ウクライナ 採択前ステートメント: カナダ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ジブティ(G77/中国を代表)、フランス、英国、クウェート(湾岸協力会議を代表)、イェーメン、ナイジェリア、ボリヴィア多民族国家

62. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃のための具体的行動と「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップの包括的実施の世界的呼びかけ(A/C.3/69/L.59)---PBI なし

主提案国: ボリヴィア多民族国家(G77/中国を代表)

追加共同提案国:ロシア連邦

票決前ステートメント: イスラエル、イタリア(欧州連合加盟国を代表)

口頭で修正の決議を賛成 121 票、反対 9 票、棄権 42 票で採択

採択後ステートメント: スイス(アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーも代表)、米国

第三委員会閉会ステートメント

議長、書記、日本、英国、エジプト、スーダン

以上